

鳥取市議会総務企画委員会会議録

会議年月日	令和3年9月7日（火曜日）		
開 会	午前9時59分	閉 会	午後2時42分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 吉野 恭介 副委員長 伊藤 幾子 委 員 加嶋 辰史、石田憲太郎、星見 健蔵、横山 明 秋山 智博、砂田 典男		
欠席委員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	主査兼議事係長 毛利 元 調査係主事 福田 佳菜		
出席説明員	<p>【総務部】</p> <p>総務部長 浅井 俊彦 次長兼総務課長 富田 恵子 総務課公文書管理室長 有元 薫治 総務課課長補佐 蔵増 彩 次長兼行財政改革課長 河口 正博 行財政改革課課長補佐 宮崎 学 次長兼職員課長 塩谷 範夫 職員課課長補佐 藤田 浩一 次長兼財産経営課長 一村 泰志 財産経営課課長補佐 中村 和範 資産活用推進課長 戸田 昭弘 資産活用推進課課長補佐 福井 一郎</p> <p>【総務部 税務・債権管理局】</p> <p>税務・債権管理局長兼市民税課長 坂本 宏仁 次長兼収納推進課長 吉田 彰克 収納推進課課長補佐 池原 章博 固定資産税課長 中島 辰哉 固定資産税課課長補佐 山本 泰史</p> <p>【危機管理部】</p> <p>危機管理部長 乾 秀樹</p> <p>【企画推進部】</p> <p>企画推進部長 高橋 義幸 企画推進部経営統轄監 河井登志夫 次長兼政策企画課長 渡邊 大輔 政策企画課課長補佐 平田 政志 政策企画課地方創性・デジタル化推進室長 上田 貴洋 秘書課長 山根康子郎 秘書課広報室長 松本 縁 文化交流課長 福山 博俊 文化交流課課長補佐 小清水 晃子 情報政策課長 山根 寿彦 情報政策課課長補佐 松田 仁史 情報政策課課長補佐 田渕 聡</p> <p>【市民生活部】</p> <p>市民生活部長 鹿田 哲生 次長兼地域振興課長 漆原 利明</p>		

	地域振興課課長補佐 山名 常裕 協働推進課長 谷口 恭子 協働推進課参事 北村 貴子 協働推進課課長補佐 宮谷 卓志 市民総合相談課長 大島 義典 市民課長 西垣 隆司 市民課課長補佐 中島 泉 【選挙管理委員会事務局】 事務局 長 小嶋 宏 事務局次長 馬場 睦雄 【出納室】 会計管理者 中村 理人 出納室室長補佐 井上 拓也
傍 聴 者	なし
会議に付した事件	別紙のとおり

午前9時59分 開会

【総務部】

◆吉野恭介委員長 皆さん、おはようございます。

() おはようございます。

◆吉野恭介委員長 ただいまから総務企画委員会を開会いたします。本日の日程ですが、まず、総務部の議案説明、報告、請願・陳情審査、その後、企画推進部の議案説明、報告、続いて、市民生活部の議案説明、最後に、選挙管理委員会事務局・出納室の議案説明、報告という流れとしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速、総務部に入ります。初めに、浅井部長に御挨拶をいただきたいと思います。

○浅井俊彦総務部長 委員長。

◆吉野恭介委員長 浅井部長。

○浅井俊彦総務部長 はい。総務部長、浅井でございます。本日は、委員の皆さん、どうぞよろしく願いいたします。9月1日の全員協議会のほうで、新型コロナの感染状況については、8月の29日に確認済みの694例目までを御報告させていただきましたけれども、ちょうど今、昨日の発生6件、陽性の方判明しておりまして、全員協議会で報告させていただいた以降では、37件の陽性が判明しております。全員協議会の翌日2日の日には、県のほうの対策本部会議のほうでクラスターということで、イナバ自動車学校で6名の陽性者が発生したといったことも報告させていただいておりますけれども、その後、こちらのほうのクラスターについては、かなり落ち着いているというような状況でございます。

本日、議案を説明させていただきました後、もう二件ほどちょっと報告案件、総務部のほうからさせていただきたいと思います。1件は、令和2年の2月議会で、本委員会でも御報告させていただいておりますけれども、秋里の赤線に関わります境界の訴訟がこの関係、これが取下げになったといった御報告が1件、それから、民間提案制度によりまして、青谷町の園芸用ガラスハウスと鹿野町の旧勝谷幼稚園、こちらのほうを民間活用していただくといった案件につきまして御報告いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございます。

議案第105号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆吉野恭介委員長 それでは、早速議案の説明に入ります。議案第105号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の御説明を、執行部お願いいたします。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 河口次長。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 はい。行財政改革課、河口でございます。どうぞよろしくお願いをします。それでは、議案第105号令和3年度鳥取市一般会計補正予算（第7号）所管に属する部分についての説明をさせていただきます。資料のほうは、右肩資料の1、A4横でございます。こちらと、それから、既にお配りをしております予算書、それから、事業別概要、この3つで予算に関わるものを御説明させていただきたいと思っております。

それでは、資料の1の、おはぐりいただいて2ページ目でございますけれども、歳入のところから御説明をさせていただきます。基本的には、特定財源につきましては、歳出側のほうで御説明をさせていただくと、こういうことでございますので、ここでは2点だけ御説明をさせていただきます。

まず、一番上のところの款15国庫支出金、項・目国庫補助金でございます。こちら、補正前額が4億6,761万5,000円、補正額が4,622万8,000円ということでございます。内容につきましては、右のほうに上げております。まず、上の欄の内容、うちのところでございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（各省庁事業）ということございまして、こちらは、昨年度のPCR検査、こういったものに一般財源を要した上で計上させていただいた、その裏の部分も翌年度頂けるということございまして、ここにつきましては、このたび、今年度の当初に交付決定いただいたものでございます。ちょっと口頭で説明させていただきますが、交付決定額が1億1,430万9,000円ということでございますので、こちらを使って、このたびの補正予算の4事業計上させていただいております。主に観光事業でございますけれども、3,272万2,000円、そのうち使わせていただいて計上するというものでございます。歳出については、それぞれのところで御説明をさせていただきます。

続きまして、その下でございます。（単独国3次補正）分ということでございます。額としましては、1,350万6,000円ということでございますが、こちら、このたび4事業に充当させていただいて計上するものでございます。なお、この単独国3次補正につきましては、昨年度10億2,007万1,000円ということで3次分頂きましたが、これは、全てこの1,350万円ですべて計上するということでございますので、この単独国3次補正分、1次・2次合わせまして、昨年度から38億3,972万円、事業数にしまして200事業、全て計上させていただきましたので、これをもって、コロナ交付金の単独分は終わりということになります。なお、先ほどの1億1,000万円と、専決のほうでも上げておりますが、もう一つ交付金がございます。事業者分というのがございます。また、そちらは、専決補正のほうで御説明をさせていただきます。

続きまして、1つ飛んでいただいて、款20繰越金、項・目繰越金でございます。こちら、このたびの補正予算に必要となる一般財源でございます。額としましては4億9,003万9,000円ということでございます。以上、歳入の説明でございました。

○一村泰志総務部次長兼財産経営課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 一村次長。

○一村泰志総務部次長兼財産経営課長 はい。続きましては、引き続き歳出のほうの説明をさせていただきたいと思っております。資料1の3ページの上の部分、財産管理費、庁舎管理費のうち、駅南庁舎維持管理費を御覧ください。事業別概要は、13ページ下段となります。駅南庁舎の防火シャッター設備について修繕を行うため、補正予算として62万9,000円を計上させていただくものでございます。これは、建築基準法第12条の規定に基づいて、市の建築物の点検を定期的に行っているものについて、このたび駅南庁舎の防火シャッター設備の開閉機や駆動バッテリーなどの附属設備の劣化等による不具合が発見されましたので、それについて修繕を行うものでございます。

続きまして、資料1の同じ科目のその下の部分です。本庁舎等管理費、新型コロナウイルスの交付金の関係でございます。事業別概要は、14ページ下段を御覧ください。これについては、8月臨時会の当委員会の中でお知らせした案件ですが、本庁舎・駅南庁舎など、各庁舎の出入口に体温測定用の検温カメラを設置するとともに、本庁舎1階の執務室の机の上に、飛沫防止用のアクリル板を設置しましたので、補正予算額として407万2,000円を計上させていただくものです。内訳としましては、検温カメラが合計、各庁舎に配分したものが18台分として、192万1,000円、アクリル板が348枚分として、215万1,000円でございます。これらにつきましては、市内においてデルタ株の流行が懸念されていたこともありまして、早急に必要なものでございましたので、既存予算を流用して8月中旬に設置を完了しております。説明は以上です。

◆吉野恭介委員長 富田次長。

○富田恵子総務部次長兼総務課長 はい。総務課、富田でございます。同じく3ページの下段でございます。事業別概要は13ページ上段でございます。統計調査費、指定統計調査費、経済センサス活動調査費でございます。新型コロナウイルス感染症への安全対策による事業内容の変更に伴う補正でございます。61万1,000円計上しておるものでございます。内容といたしましては、調査票回収方法の変更、調査員による回収を郵送回収としたものでございます。事業所への調査事前通知はがき送付による通信運搬費の増でございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 吉田次長。

○吉田彰克税務・債権管理局次長兼収納推進課長 委員長。はい。収納推進課、吉田でございます。すみません、ちょっと1つ戻っていただいて、同じく資料3ページになりますけども、徴税費、賦課徴収費、還付金でございます。事業別概要書、15ページ上段、補正予算書、24ページ、25ページとなります。こちらは、市税の還付金でございます。当初予算7,200万円を計上してございましたが、主に法人市民税、こちらのほうで、当初の見込み以上に還付が生じたことから、2,241万4,000円を補正計上させていただくというものでございます。法人市民税につきましては、最終的な決算を待たずに、昨年度の税額の半分を納税する中間納付の制

度がございます。決算の後、確定申告を行いまして、決定した税額、この税額が中間納付した額より少ない場合、これは納め過ぎということになり、その分をお返しするという仕組みになってございます。法人市民税につきましては、令和2年10月から、税率のほうは12.1%から8.4%に下がったということございまして、還付におきましても、その影響によって、金額が少なくなると当初見込んでおりましたが、この金額を大きく上回ったことから、このたび補正を計上させていただくというものでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございます。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしと認め、次に参ります。

議案第113号鳥取市職員給与条例の一部改正について（説明）

◆吉野恭介委員長 議案第113号鳥取市職員給与条例の一部改正についての御説明をお願いします。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、塩谷次長。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 はい。職員課、塩谷でございます。そうしましたら付議案のほうの説明です。資料の2を御覧ください。付議案のほうは5ページになります。議案第113号鳥取市職員給与条例の一部改正についてでございます。資料のほうを見ていただきます。

改正の目的としましては、公衆衛生医師の職員採用に向けて、所要の改正をすることを目的としております。改正の内容としましては、鳥取市保健所に勤務する公衆衛生医師に、医療職給料表を適用させるため、所要の改正をするものでございます。施行期日は、この交付の日から施行するという事となっております。

3ページのほうに、新旧対照表のほうをつけております。右のほうが改正前、左が改正後でございます。別表の第2に、医療職給料表というのがあるんですが、その給料表は省略させていただいておりますが、その欄外の備考のところ、改正前は、この表は診療所に勤務する医師及び歯科医師に適用するという事で、現在は佐治の診療所の医師、歯科医師に適用しているものでございます。これを改正後、この表は、診療所または保健所に勤務する医師及び歯科医師に適用するという事で、保健所の医師についても、この給料表を適用するという改正でございます。説明のほうは以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございます。

委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしと認め、次に参ります。

議案第 114 号鳥取市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について（説明）

◆吉野恭介委員長 議案第 114 号鳥取市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についての、執行部説明をお願いします。

○中島辰哉固定資産税課長 はい。

◆吉野恭介委員長 中島課長。

○中島辰哉固定資産税課長 はい。固定資産税課、中島です。議案第 114 号鳥取市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正ということで、付議案の 7 ページを御覧ください。資料 2 は 4 ページになります。

こちらについては、改正の目的ですが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されることに伴い、所要の整備を行うことを目的とするものです。改正の内容については、下の表に示しておるとおりです。改正前と改正後で御説明します。根拠法のほうが、これまでは過疎地域の自立促進特別措置法ということでしたけれども、このたび、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法ということで、改正となっております。これについては、後ほど議案 121 号のほうで審議していただきます鳥取市過疎地域持続的発展計画というのを市のほうで定めておりますので、これに係るこの対象地域の固定資産税の課税免除について定めるといふものです。

対象業種ですが、改正前、製造業、農林水産物等販売業、旅館業ということでしたけれども、新たに情報サービス業等ということで追加になっております。また、取得価格要件ですが、これまでの 2,700 万円超から、資本金で変わりますけれども、製造業、旅館業で 500 万円、同じく情報サービス業等、農林水産物等販売業で 500 万円超ということで、下限のほうが低くなってということにより、受けやすくなった形になっております。

対象となる設備投資ですけれども、これまで新設、増設ということでしたけれども、資本金が 5,000 万円以下のものにつきましてはの事業者につきましては、取得または製作、もしくは建設ということで、改築とか修繕に係るものについても新たに対象となることとすることで進められるようになりました。

さらに、適用期間ですけれども、今後 3 年間延長されて、令和 6 年の 3 月 31 日までということになっております。

条例のほうは、公布の日から施行することとしておりますし、所要の経過措置ということで、令和 3 年 3 月 31 日以前に定める対象地域のほうで、課税免除による資産を新設、または増設した者の課税免除については、従前の例によるということで定めております。説明は以上のとおりです。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございました。

委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしと認めます。

議案第 115 号鳥取市地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について（説明）

◆吉野恭介委員長 続きまして、議案第 115 号鳥取市地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についての説明を、執行部お願いします。はい、中島課長。

○中島辰哉固定資産税課長 はい。固定資産税課、中島です。引き続き、付議案については 11 ページを御覧ください。資料については、資料 2 の 7 ページになります。こちらについては、鳥取市地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正ということで、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令が一部改正されたことに伴って、対象施設の設置期限が令和 5 年 3 月 31 日まで延長されるということが、大きな改正の目的であります。こちらについては、地域未来投資促進法というところに、こちらのほうで加えてるんですけども、これについては、国のほうから、鳥取県のほうで、鳥取県の定めております鳥取県地域未来投資促進計画というのが、これが基本計画ということで、国のほうから同意を得ております。これに伴って、事業者のほうは、県から地域経済牽引事業計画ということで、基本計画に沿った事業計画の承認を受けると、そういった承認受けたものの投資に対して課税免除がされるというもので、このたび、こちらのほうの省令が改正になって、同意の日から 5 年以内ということになっておりましたものが、改めて令和 5 年 3 月 31 日までということで改正されたということで、それに併せて条例のほうの改正を行うものです。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございます。

委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしと認めます。

議案第 130 号専決処分事項の報告及び承認についてのうち所管に属する部分（説明）

◆吉野恭介委員長 続きまして、議案第 130 号専決処分事項の報告及び承認についてを、執行部御説明をお願いします。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、河口次長。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 はい。行財政改革課、河口でございます。議案第 130 号専決処分事項報告及び承認についてでございます。こちらにつきましては、付議案のほうの 43 ページになります。専決処分事項、8 月 16 日に専決処分をさせていただきました補正予算第 6 号、こちらの説明になります。資料につきましては、右肩資料 1 の 1 でございます。こちらの資料をもって御説明させていただきたいと思っております。はい、よろしいでしょうか。

そうしますと、1 ページはぐっていただきまして、款国庫支出金、項・目国庫補助金でございます。こちらの補正前額が 1 億 6,949 万 4,000 円、このたびの補正額としましては、6,347 万 4,000 円ということでございます。内容につきましては、先ほどの臨時交付金（各省庁・事業者支援分）ということでございまして、全て 6,347 万 4,000 円、こちらは、既に専決処分です計上

させていただきました、規制をかけた飲食店のエリア外のところの補助金ということと、卸の酒店等ですね、そちらのほうに補助金を出したものの全額を、この交付金を充当するというものでございます。なお、こちらにつきましては、国の緊急対策としまして、8月に予算化計上されたものでして、本市に交付決定されてる額が、口頭で申し訳ございませんが、2億238万7,000円でございますので、こちらのうち6,347万4,000円を計上させていただくものでございます。残りについては、12月補正で、コロナ対策事業を計上させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございました。

委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしと認めます。

議案説明は以上で終了します。説明の終了した部署の方は、ここで退席してもらって結構です。よろしくお願いいたします。

報告第14号専決処分事項の報告について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 それでは、引き続きまして報告事項に入ります。まず、報告第14号専決処分事項の報告についてであります。それでは、執行部の説明をお願いいたします。

○吉田彰克税務・債権管理局次長兼収納推進課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、吉田次長。

○吉田彰克税務・債権管理局次長兼収納推進課長 はい。収納推進課、吉田でございます。報告第14号専決処分事項につきまして、御報告させていただきます。付議案のほうは65ページとなりますが、こちらを御覧いただきたいと思っております。

はい。こちらは、未納となつてございます集落排水施設使用料に関しまして、債務者に対して支払い料を求めて支払い督促を実施してございましたところ、異議の申立てがございました。支払い督促におきましては、異議の申立てがございまして、訴訟に移行するという処理でございまして、このたび、訴えの提起として専決処分をさせていただいたものでございます。

専決処分日は、令和3年8月13日、訴えの相手方は、付議案に記載しております鳥取市在住の方でございます。訴えの趣旨といたしましては、滞納となつてございますこの当該使用料等13万1,522円、こちら、本料と督促手数料を足したものでございます。この金額について支払いを求めるといふものでございます。

また、訴訟の方針につきましては、付議案記載の本市職員3名を指定代理人といたしまして、訴訟の実行に必要な措置を取ること、必要があるときには、適当と認める条件で和解をすること、判決に不服があるときは、控訴及び上告することとしております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございました。

本件について、委員の皆様から質疑、御意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしと認めます。

報告第15号専決処分事項の報告について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 続きまして、報告第15号専決処分事項の報告についての御説明を、執行部お願いいたします。

○有元薫治総務課公文書管理室長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、有元室長。

○有元薫治総務課公文書管理室長 はい。公文書管理室の有元でございます。付議案の67ページ、資料2の10ページ～13ページを御覧ください。報告第15号の専決処分事項の御報告でございます。

鳥取市個人情報保護条例及び鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をさせていただいたものでございます。

改正の内容としましては、令和3年5月19日に公布されましたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律におきまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正され、法律の第19条の号数がずれたこと及び行政手続における特定の個人と識別するための番号、いわゆるマイナンバーの利用に関する所管が、総務省、総務大臣からデジタル庁の内閣総理大臣へ移管することにより、引用する各条例の条項を整備したものでございます。施行日は、改正法の施行日と同じ9月1日としております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。御説明いただきました。

本件について、委員の皆様から質疑、御意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしと認め、次に参ります。

報告第17号令和2年度の決算に基づく健全化判断比率について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 報告第17号令和2年度の決算に基づく健全化判断比率についての説明を、執行部お願いいたします。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 河口次長。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 はい。行財政改革課、河口でございます。それでは、付議案のほうの71ページ、こちらに、報告第17号令和2年度決算に基づく健全化判断比率について御提案をさせていただいております。本日の説明につきましては、決算のほうでお配りをさせていただいております、右肩資料3でございます。こちらのほうに基づきまして御説明をさせていただきたいというふうに思っております。

◆吉野恭介委員長 次長、お願いします。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 はい。それでは資料3で、ポイントだけを少し、かいつまんで御説明をさせていただきたいと思います。まず、1ページ目につきましては、法律の

改正に伴って健全化法を求められている、こういうことでございますので、平成19年度から始まっているものでございます。指標としましては、中ほどの①番から④番までの健全化判断比率でございます。⑤番が資本不足比率で、これは報告第18号のほうになります。一番最後にありますように、本市全て基準を下回っておりますので、一応健全であるというふうに判断しております。

はぐっていただきまして、2ページでございます。少し全体の概要でございますが、この健全化法は、全ての会計を鳥取市の将来の負担を計上して、それがどれぐらいの割合になっているかということで、いわゆる危険度をはかるというものでございます。

まず、4つある指標のうち、1つ目の実質赤字比率というのは、上から一般会計と6つの特別会計、これが、国が定めております標準的な会計ということで、一般会計等ということでございます。ここの赤字の比率を出すのが実質赤字比率でございます。それから、次の公営事業会計、これは、国保・介護等がありますし、公営企業会計、こちらは水道、それから下水・病院、法非適のほうでいきますと、電気事業とか温泉・観光・市場ですね、こういったものがございます。こういったものを全て含めまして連結をした後に赤字の比率を出すのが連結実質赤字比率、2つ目の指標でございます。それから、3つ目の指標で、実質公債比率というのがございまして、こちらは、いわゆる公債費に充当するものでございますので、一般会計等が持っている借金の償還、いわゆる公債費と、それから一部事務組合広域連合、こういったところが、実は、鳥取市のいわゆる事業に対して、負担金でもらいながら借金をしているということもございまして、こういったものも実質公債比の中に含めるということでございますので、下の一部事務組合等まで含めたものが、3つ目の指標ということになります。それから、4つ目の指標の将来負担比率というのが、土地開発公社とか外郭団体のいわゆる借金が、将来、鳥取市の負担になるだろうと思われるものについても、全て算定することになっておりまして、この4つの指標が、健全化判断比率ということでございます。

それから、少し次の18号にはなりますけれども、中ほどにある公営企業会計につきましては、もう一つの指標、5つ目の指標で資金不足比率と、それぞれの公営企業については、資金不足がないかどうかを判断するというので、この5つの指標をもって健全化判断比率ということになっております。

次に、3ページでございますけれども、まず①番、実質赤字比率は、鳥取市の場合は横棒になっております。これは、黒字の場合が指標の対象になりますので、赤字の場合が指標の対象となりますが、本市は黒字でございます。中のほう、四角の中にありますように、一般会計等、先ほどの一般会計と6つの特別会計は、全部足しまして21億2,560万3,000円の黒字ということになりますので、横棒ということになります。算定すると、マイナスの4.17%との黒字であると。

それから、②でございます。連結実質赤字比率、先ほど言いましたように、公営企業と公営事業会計、全て足したものの資金不足と赤字を足したものでございまして、これも全て黒字でございますので、額としましては106億581万4,000円ということでございますので、こちらも横棒、率としましては、マイナスの20.82%の黒字であったということになります。

続きまして、4ページになります。実質公債費比率というのは、いわゆる鳥取市が毎年払っている公債費、償還に係る額でございます。鳥取市9.6%で、前年度が10.3%、これ3か年平均ですけども10.3%でございます。0.7ポイントの改善ということになっております。四角の中に上がっております計算の仕方でございますが、まずは一般会計等が負担する元利償還金、先ほどの1つの一般会計と6つの特別会計の、いわゆる公債費でございます。及び、準元利償還金ということで、こちらのものを足したものが、いわゆる分子の部分ということになりますので、その準元利償還金とはどうなのかという、下の①番～⑤番ということございまして、①番は、鳥取市は該当ございませんが、②番、一般会計等から特別会計へ繰り出すもの、水道、それから下水道事業に対して借金をしておられます。その分について、鳥取市の繰り出し基準に基づいて繰り出しをしておりますので、この分が、いわゆる公債費であるというふうに捉えられますので、我々が一般会計で払っている公債費と、プラス下水道等払っている公債費等の準元利償還金を足したもの、これが分子になります。そのほか、組合等が起こしたというのは一部事務組合、それから債務負担行為、一時借入金、これ、このたびちょっと増えておりますけども、コロナの関係で、出納室のほうの一時借入金の利子、こういったものも足し込むということが準元利償還金でございます。合計が128億4,284万5,000円、昨年度の元利償還金と準元利償還金、足したものでございます。

ここから交付税に算定されるもの、例えば臨時財政対策債なんかを、先ほどの128億の中の27億9,000万ぐらい計上しておりますが、これは、国のほうの本来10分の10、100%償還に併せて返していただけるものでございますので、こういったいわゆる交付税で算定して引かれるものが91億6,685万9,000円でございますので、トータル本市の単年度でございますけれども、令和2年度の、36億7,598万6,000円、これを標準財政規模から、先ほどと同じ交付税で算入された額を引いた417億7,199万3,000円で、分母で割りますと、8.8%ということになりました、3か年平均で9.6%ということでございます。

昨年度より大きく1%ぐらい減っておる主な理由は、先ほどの公債費のところは1億1,773万4,000円、こちらが、四角の中でいきますと、地方債の元利償還金でございます。

それから、準元利償還金のうち、②番でございますけども、こちらが、大体42億1,379万1,000円でございますので、昨年度よりは3億円、これは、下水道と水道の公債費が減ってきていると、借金が大きく減ってきておりますので、その影響が3億円ほど大きな額が落ちまして、この実質公債費比率の改善につながったということでございます。

続きまして、5ページでございますけども、将来負担比率でございまして、こちらが、先ほど御説明しました全ての会計、土地開発公社も含めた本市の借金、負債、将来負担するべきものということになります。今回の計算が66.8%、昨年度が69.6%でございますので、2.8ポイントの改善ということになります。具体的に、将来負担比率、何になるかといいますと、下の①番～⑩番までが将来の負担ということになります。ここから、例えば充当可能基金とか、それから特定財源の見込み、これは下水が事業に充てる都市計画税と、こういったものが算定されると。それから、先ほどと同じように交付税で算定されるものは、この将来負担額から引くことができるということでございます。

具体的に、少しちょっと額を御説明させていただきますと、①番の一般会計等の地方債残高が、額としましては1,128億3,306万円、こちらが、本市が抱えております地方債、借金の全ての額になります。これが、昨年度よりは、20億8,261万3,000円増になっております。これは、主には可燃物処理施設とか、学校のエアコン、あるいは学校の校舎の改築、こういったもので大きく借金をしておりますので、こういったものが増の要因でございました。

一方で③番、これが先ほど説明しましたように、公営企業に出す借金の繰出金のものでございまして、下水道、それから水道会計、病院会計に出しているものでございまして、418億5,408万2,000円でございます。こちらが、昨年度には42億2,742万3,000円、大幅に減ってきております。先ほど、本市の一般会計等が20億増えておりますが、それ以外下水道と水道、それから病院に対する繰出金の借金の分、地方債の現在高が42億減っておりますので、今回の指標が非常によくなったというところでございます。それから⑤番、退職手当支給額、これは本市の一般職の職員、これが1,200人おりますので、これが大体退職したと見込んで、現時点で支払う額で90億6,300万ほどあります。これが、昨年度より1億9,700万円ほど減少と。これは、退職者が多くなっておりますので、単価が非常に少なくなっている、人数はほぼ変わらない状態ということでございます。

以上のようなことを計算させていただいたのが、上の四角の中の表でいきますと1,685億5,033万9,000円、これから充当基金、これ、例えば基金、本市ありますけども131億円とか、それから、交付税で算入される額は1,090億円とか、こういったものがございまして、それが引かれるものということで、1,406億909万8,000円ということになりますので、本市の実質的な将来の負担は、279億4,124万1,000円ということになります。これを、先ほどと同じように標準財政規模で割りますと、先ほど御説明しました66.8%ということになります。

以上が、健全化の4指標の説明でございまして、7ページが、今までの経過でございまして、年々減少傾向であります。将来負担比率につきましては、昨年度は増えましたが、今年度は先ほどの理由で減少になったということでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 委員の皆様から質疑、御意見ありますか。

◆加嶋辰史委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。御説明ありがとうございました。実質公債費比率がとうとう1桁台になったということで、順調にという言い方が適切かは分かりませんが、毎年下がってきて、3か年平均が1桁になったというのは、すごいことだなと思います。各定例会のたび、委員会開いていただいて、市民税徴収率が上がっていったりだとか、ふるさと納税の算入も大きくなったりだとか、ワーク・ライフ・バランス整って、残業がなくなったりだとか、いろんな報告を受けてきて、全ての皆様の力でこうなってきたんだなというふうに感じます。

そこでお尋ねをしますけれども、今のままの鳥取市政が続いていけば、さらに、実質公債費比率は下がっていく傾向で、将来負担比率については、抑えたままいける見通しなのか。また、御説明いただく中で、借金と負債という言葉が混ざって説明されたんですけど、意図的に変え

られてるのか、もしくは、統一して負債という言い方にできないものか、その2点をお尋ねします。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 河口次長。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 はい。行財政改革課、河口でございます。まず1点目の実質公債費比率等の今後の見込みというか見通しになると思いますので、お答えさせていただきますが、実質公債費比率、実は、単年度だけの努力ではできないものでございます。今まで、しっかりと抑えてきた、大体5年から10年ぐらいかけて、しっかりと抑えてくるというものでございますので、過去、いろいろ財政的に努力してきた効果だと思っております。これにつきましては、先ほど少し、借金、負債という言葉の2句を使わせてもらって申し訳なかったんですけども、起債の残高額が増えております、実はですね。このことを考えれば、恐らく来年度は下がると思います、再来年度以降は、大体横ばいになってくるという計算を、今は見通しを持っているものでございます。それから、将来負担比率につきましては、先ほどの説明にも言いましたけども、起債の残高、負債が多くありますので、今後、ここから下がるという見込みは難しいと考えております。ただ、70%には超えないような形で推移するであろうというふうに考えております。それは、先ほど言いましたように、大きな事業が終わりますので、可燃処理施設が終われば、大体起債の残高が右肩下がりになってくるというふうに考えておりますので、こういったことを考えれば、70%を超えない推移で、横ばいで推移するというふうに考えております。

それから、2点目のちょっと表現の仕方でございますけども、意図的に変えたというわけではございません。正式に言いますと、公債費につきましては、元利償還金というものが正式な表現でございますし、起債残高につきましては市債の残高と、いわゆる負債ということが正式なものでございますが、今、一般的には、借金というような言葉のほうが分かりやすいところもありますので、要所要所で、ちょっとそういう表現を入れながら、分かりやすい表現をさせていただいたところですが、統一ということであれば、全て負債ということで説明させていただいても結構かなというふうに考えております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい、加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。お答えをいただきました。よく分かりました。統一する言い方を議会のほうが強要することではないんですけども、浅井部長等皆様で話し合っ、委員会の中で説明するときに使われる言葉と、市民向けの言葉と、分かりやすい、分かりにくいあると思いますので、御検討いただけたらと思います。質問は以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑ありますか。御意見ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしと認めて、次に行きます。

報告第18号令和2年度の決算に基づく資金不足比率について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 報告第18号令和2年度の決算に基づく資金不足比率についての説明をお願いします。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 河口次長。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 はい。行財政改革課、河口でございます。付議案のほうは73ページでございますので、報告第18号の令和2年度決算に基づく資金不足比率でございます。こちら、先ほどの資料の3の、全て説明をさせていただいておりますので、指標のところだけ御説明をさせていただきますと、6ページになります。

全ての会計において資金不足は発生しておりませんので、横棒ということの表記になります。なお、それぞれの資金不足額、三角になっておりますけれども、黒字と、資金不足はないと考えていただいたらいいかと思いますが、それぞれの数字を計上させていただいております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。御説明いただきました。

委員の皆様から質疑、御意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしと認め、次に参ります。

境界確定等請求に係る訴訟について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 境界確定等請求に係る訴訟についての説明を、執行部お願いします。

○一村泰志総務部次長兼財産経営課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、一村次長。

○一村泰志総務部次長兼財産経営課長 はい。財産経営課、一村でございます。資料2の14ページを御覧ください。はい。

これは、昨年2月の当委員会において報告させていただきました、土地の境界確定に係る訴訟案件について、原告が本市への請求を取り下げられましたので、報告を行うものでございます。

原告の主張につきましては、2の訴訟の概要のとおりでございます。これ、市が関与している要因としましては、資料の中の図にあるとおり、法定外公共物であります赤線、いわゆる里道といいますか、公衆用道路でございますが、これが、原告と被告Aとの土地に挟まれる状態で、公図上に存在しているためですが、実際には、道としての機能はありません。被告Aは、原告所有の土地である、秋里753番地5の一部で、畑作を行っておられます。訴訟を進めていく過程で、改めて関係者で協議を行いました結果、赤線の境界を確定させた上で、現在公衆用道路、赤線としての機能がないことについて、この部分を用途廃止を行いまして、原告に払下げをすることとしました。

その結果、本年6月22日付で、原告が本市への訴えについて取下げを行ったものでございます。売払い価格につきましては、市有地売払い価格算出基準に基づいて算定をしております。説明は以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございました。

委員の皆様から質疑、御意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしと認めて、次に参ります。

未利用施設の民間利活用の報告について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 未利用施設の民間利活用の報告についての説明を、執行部お願いします。

○戸田昭弘資産活用推進課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、戸田課長。

○戸田昭弘資産活用推進課長 はい。資産活用推進課、戸田です。資料は、引き続きまして2の15ページ、16ページとなります。未利用施設の2物件につきまして、民間利活用の報告をさせていただきます。

1つ目の背景でございます。本市におきましては、御案内のとおりでございますが、ファシリティーマネジメントを推進しておりまして、民間活力、ノウハウや資金等を自治体経営に最大限に生かすことを目的としまして、民間提案制度を導入しておりますところでございます。

このうち、民間提案制度、施設再生型、これは、未利用施設の利活用を果たすために導入しておりますものでございますが、この再生型では、本市施設のうち、本市での利用見込みがないと判断され、維持管理リスク、建物劣化による危険性等が増加するおそれ、またはしている施設に関し、民間事業者の自由な発想による再生策を募集しているところでございます。

2番目の経過報告でございます。本日報告いたします2物件につきましては、令和2年度の公募で手が挙がったものでございます。審査の上、採択をいたしまして、事業化に向けて詳細協議を進めてきました。その結果、下記のとおり、下記の契約を、貸付契約を締結したところでございます。

3番目、貸付内容になります。まず、1つ目の物件でございます。こちらは、先行して令和3年2月に契約締結をいたしました。施設につきましては、青谷町露谷にございます園芸用ガラスハウス、これは、青谷町のまちづくり関係団体が、もともと花を栽培されて、そこで育ったものをJRの青谷駅等に設置されて、まちの美化活動に利用されておったというものでございます。施設につきましては、鉄骨造で約40平米、築30年のものでございます。平成3年建築でございます。貸付条件につきましては、貸付期間5年間、5年間は延長、さらに5年間延長可ということで、5年ずつ延長可となっております。貸付金額につきましては、年額でございます。これは地代相当額ということになりますが、約3万3,000円ほどでございます。貸付先です。気高町新町にございます、Sand place株式会社さんというところでございます。主な事業につきましては、御覧のとおりでございます。

事業概要です。2行目からになりますけれども、令和元年より、気高町八束水の姫路地区におきまして、約6ヘクタールの荒廃農地再生に取り組んでおられます。園芸用ガラスハウスでは、事業の一環といたしまして、桑の苗を育成を行われまして、これを姫路地区の農地に移し替えまして成長をさせます。実際に収穫できるようになるのは2年後というふう聞いており

ますけれども、収穫後には、加工施設で桑茶に加工し、販路拡大にも取り組んでいくというふうに聞いております。

現在の、その姫路地区におけます桑の生産面積ですけれども、0.6ヘクタール、生産量は6トンということですが、これを5年後には、面積5ヘクタール、生産量は50トンとされるという計画を持っておられます。

位置図につきましては下に、すみません、字が小さくて大変申し訳ございません。青谷町の青谷中学校の南側にございます、道路を挟んで農林漁業、トレーニングセンターというものがございますが、その裏側に赤丸で囲んでございますが、そこがこの施設の該当場所というところとございます。参考までに、ガラスハウス内の写真を添付させていただいております。このガラスハウスでは、一度に4,500本ほどの桑の苗を育成することができると聞いております。物件1につきましては以上とございます。

続きまして、次のページになります。物件2でございます。こちらは、先月末に契約を締結した施設でございます。鹿野町宮方にございます旧勝谷幼稚園、鉄骨造で約240平米、築43年です。昭和53年に建てられたものでございます。貸付条件につきましては、物件1と同じです。貸付金額につきましては、年額で約19万円ほどでございます。貸付先、これは、鹿野町今市にございます、株式会社AKARI BREWINGさんというところとございます。主な事業につきましては、御覧のとおりでございます。

事業概要ですが、令和元年8月に、市内にビアバーをオープン、これはJR鳥取駅前のサンロード内でございますけれども、ビアバーをオープンされ、醸造量が増加ということで、この醸造量の増加分を補うために、この旧勝谷幼稚園をビール製造所として改修いたしまして、事業拡大を図りつつ地域貢献への企業を目指すというふうに聞いております。原材料や副原料の地元調達ということで、地ビール、クラフトビールを製造されるということでございます。地域人材の採用などの展開も、こういう視野に入れておるということでございます。

ビール製造所にするに当たっては、建物の改修が必要になるということで、屋根の改修ですとか外壁塗装、あと、そちらに書いてありますような工事が必要ということで、こちらにつきましては事業者負担によりまして、事業者が直接実施をするものでございます。

醸造量につきましては、参考までに申し上げておきますと、現在年間で15キロリットル、これは330ミリリットル瓶で約4万5,000本でございますが、これが改修後の暁には約3倍となりまして、年間で43キロリットル、330ミリリットル瓶で約13万5,000本まで醸造できるような拡大を図るということでございます。

事業スケジュールです。既に9月に入りまして、改修工事のほうに着工されております。改修に当たっては、地元のほうへも事前に説明をして、了解を得ているという状況でございます。以降、醸造設備の搬入等を経過をいたしまして、来年4月上旬から中旬にかけてグランドオープンをされる予定でございます。

位置図につきましては、下の旧勝谷幼稚園、丸で囲ってありますが、勝谷地区公民館の真ん前でございます。右側に写真を載せております。ちょうどこの写真の右側のほうに、勝谷地区の公民館があるというようなことでございます。説明につきましては以上とございます。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございました。

本件について、委員の皆様から質疑、御意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしと認めます。

以上で、報告全ていただきました。

これより請願、陳情に入りますが、執行部の方は、ここで退席してもらっても結構でございます。よろしくお願ひします。

令和3年請願第2号核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を日本政府に求める意見書の提出を求める請願（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 はい。請願審査について入ります。令和3年請願第2号核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を日本政府に求める意見書の提出を求める請願について、委員の皆様から質疑、意見等はございますか。どうでしょう。御意見ありませんか。質疑でも。質疑、御意見です。石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。では、意見ということでさせていただきます。今回のこの請願の内容でありますけれども、核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加についてでありますけれども、これにつきましては、従来から、私たち公明党といたしましても、国に提案をしてきたことであります。また、核は違法ということで定めた条約そのものについても、評価をさせていただいてるところであります。ただ、この条約、現時点で、核保有国にとって、受け入れ難い、そういう規定であって、アメリカの核の抑止力、これによって自国の安全保障を依存しております非保有国にとっても、なかなか困難な状況であるということもあります。核を保有する、保有しない、どちらか、マルかバツかの二者択一ということでは、この双方の溝が埋まらない状態が延々と続いていくというふうに思いまして、前に進まない複雑な問題であろうというふうに思います。だからこそ、粘り強い対応によります一歩前進の積み重ね、これが何より重要となってくるであろうと思います。

唯一の戦争被爆国として、日本、核廃絶を求める権利を持つ日本が、たとえ議決権のないオブザーバーという立場であっても、その場に参加して、核保有国と非保有国の橋渡し、これを果たしていくことが、将来のこの批准を目指した環境整備を進めていくということが大切であろうというふうに思います。

◆吉野恭介委員長 はい。今、石田委員からこのような意見がありましたけど、そのほかの委員さんのほうで御意見はありますか。

◆伊藤幾子副委員長 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 この請願の趣旨は、核兵器禁止条約締約国会議への日本政府のオブザーバー参加を求めていくと、そういう請願の趣旨です。日本共産党は、従来言ってますけれども、この核兵器禁止条約については、速やかにその条約に署名をして批准することを、やはり政府はするべきだと、そういう立場です。それは、今でも変わりません。先ほど、石田委員のほう、

言われましたけど、先月、8月5日に、広島で与野党議員による討論会が行われて、そこでのような与党・野党の政党から議員が出てきて、いろいろ討論したわけですが、その中で、少なくとも日本政府には、オブザーバーとして参加すべきだっていう、そこは一致をしたということです。物足りなさはありませんけれども、やっぱり一歩だと、大体会議に出ないのもけしからん話なので、私は、先ほど石田委員も言われましたけれども、この請願には賛成をしたいと思っています。

ただ、その橋渡しという点でいえば、私たちやっぱり共産党は、この条約に署名をして批准をすると、それが橋渡しというのであれば、その批准、署名に、署名して批准をするということが、それにつながるのだと思います。でも、全く日本政府は会議にも出ないっていう姿勢は、やはり世界的にもよくないことだし、国連の事務次長さんは、やっぱり日本政府のオブザーバー参加が実現したら、日本の立場を明らかにする機会になるっていうふうにもおっしゃってますので、やはりここは、まずはオブザーバー参加するということで、私も賛成したいと思います。

◆吉野恭介委員長 そのほかの委員さんで御意見ありますか。質疑ありますか。

◆秋山智博委員 なら。

◆吉野恭介委員長 秋山委員。

◆秋山智博委員 はい。質疑ではありませんが、今、石田さんや伊藤委員さんが言われたのと同じことでありますが、やはり核廃絶に向けたこれからの取組は、この条約をどれだけ批准に向けて取り組んでいくかということでもありますから、今、伊藤さんのほうから、この条約に入ることをまず第一に求めるんだとありましたが、やはり、その開きをどうやって縮めていくか、埋めていくかということには、やはり、日本は先頭に立って、取り組んでいかなければならない立場だなと、そういう動きが最も大事だなと思いますので、今回のこの請願については、賛成をするものです。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか。はい、星見委員。

◆星見健蔵委員 私も、やはり核廃絶というのは、やはり唯一の被爆国である日本が、やっぱり、本当に先頭に立ってやらなければならないという思いもあるわけですが、やはり今のこういった社会情勢を見る状況の中で、核保有国が全て廃棄をするというような統一がなされれば問題ないわけですが、やはり核の保有国の動向というものが、本当に大きな問題に関わってくる問題だと思います。ただ、やっぱり広島だ、長崎だっていう、実際に多くの方が、本当にこの原水爆によって犠牲になられたということは、日本としても忘れてはならないことであるわけですが、今の世界情勢の中では、一気にということには、なかなかまだ難しいんじゃないか。ただ、そういった参加国のいろいろな思い、そういったものは聞く耳を持つべきだということを思うところでありまして、やはり、そういったオブザーバーでの参加ということは、私はすべきじゃないかという思いをしております。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。そのほか御意見ありますか。質疑ありますか。はい、加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。加嶋です。では、1つ質疑させていただきます。鳥取市の非核平和宣言都市等、核兵器に対する宣言であったり、条例というものが、総務課所管かちょっと教育委員会になるか分からないですけども、こういったものがあるか、今分かりますでしょうか。

◆吉野恭介委員長 富田次長。

○富田恵子総務部次長兼総務課長 はい。総務課、富田でございます。昭和33年に世界平和都市宣言を、また、昭和58年に非核平和都市宣言を行っております。特に、平成元年からは、非核平和都市宣言推進鳥取市実行委員会を立ち上げまして、毎年、非核平和展等活動を行っておりますのでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。お答えいただきました。市政概要の市の沿革のほうにちょっと確認できなかった部分まで、この場で聞かせていただきました。ということは、鳥取市の今の啓蒙の状況というのは、やはり核のない平和を目指しているというところで、そこが、市のほうと議会とで食い違ってもいいんですけども、政策によっては、ただ、合わせていったほうがいいのかというふうに思います。どうしても、趣旨であったり件名のところに、核兵器と出てきてしまうので、防衛の話であるかのように思えるんですけども、外交と防衛は国家の専権事項だと思います。なので、そうではなく、この請願書は、我々日本人の意識が変わるためにも、オブザーバー参加を求めるという人権的な範疇だと思って捉えれば、ここには反対する理由がないのかなと。

辺野古ですとか、沖縄のことについては、なかなか鳥取県民として言いづらいところがあるんですけども、日本海を挟んで半島のほうでは潜水艦が整備されており、今なお、それに核弾頭を載せたいという国があるのが現実です。鳥取等も海でつながっている国が、こちらに向けてそういったものを整備しつつあるとなってくると、もう沖縄の話ではなくて、もう我が事に、我々なってきますので、そうなってくると情報収集の必要もありますし、やはりそういった国を抑止するためには、秋山議員が言われたように、日本が先頭になってくると、丸裸ですので先頭にはなれないかもしれませんが、ちょっとオブザーバー参加等から始めて、各国がどういった思想を持っているのかというのは、国として責任を持って情報収集するべきだと思いますので、外交・防衛ではない啓蒙の範疇であれば、請願の趣旨に賛成したいと、開政も思っております。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございました。そのほか御意見ありますか。質疑はありますか。はい、よろしいですか。はい。なしと認めて、討論に入りたいと思います。

◆加嶋辰史委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。すみません。討論に入る前に、この後半に、討論と採決は延長してはどうか、私まだ今聞いたばかりで、市が出してる条例の中身も確認できておりませんし、県のほうも、どういった宣言を出しているかっていうのを調べてなかったりしますので、ちょっと私はお時間頂けたら。今日もう、すぐ討論・採決は、ちょっと早急でないかなと思うんですけど、ほかの方の御意見、伺いたいです。委員長ごめんなさい。

- ◆吉野恭介委員長 はい、伊藤委員、副委員長。
- ◆伊藤幾子副委員長 私も、次がいいっておっしゃるなら、それはいいと思います。じっくりと考えてくださればいいと思うんですが、鳥取市の非核平和都市宣言を読んでいくと、最後のところに、「鳥取市は非核3原則（作らず、持たず、持ち込ませず）が完全に実施されることを願いつつ、あらゆる国のあらゆる核兵器もわが鳥取市内に入り、貯蔵・配備・空中輸送・核部隊の通過を拒否するとともに、核保有国に対し、核兵器の廃絶を全世界に向かって訴える。右宣言する。」っていうことが宣言されてて、これ、私はすばらしいことだと思ってるんですね。だから、この立場からいくと、オブザーバーだけど、やっぱりこの請願は賛成して、やっぱり日本政府にしっかりと、やっぱりその核廃絶に向けて取組をしていってほしいというふうに私は思うので、来週でもいいですよ、次で、はい。
- ◆吉野恭介委員長 はい。今、加嶋委員、伊藤副委員長から、こういう御意見がありました。後半の委員会でもいいのではないかという意見でありましたが、皆さん、ほかに御意見ありますか。
- ◆吉野恭介委員長 星見委員。
- ◆星見健蔵委員 後半でもという加嶋議員のほうからの話もありました。ただ、いずれにしても、やはり核兵器のない世界の実現に向けて、大きな意義があるというようなことだというふうに思うわけです。それで、先ほども、副委員長のほうも、伊藤副委員長も言われた、読まれたように、やはりそういった核に対して、ついては、鳥取市、鳥取県としても反対をとということで向かっておるといふには思うんです。それで、やっぱり耳を傾けるということは、本当に大事なことじゃないかということで、まず、それが一歩になるんじゃないかなという考えがあります。
- 先ほどのその採決については、私は、後半ということが出ておるのであれば、私はもう、それでいいんじゃないかという思いです。
- ◆吉野恭介委員長 後半の委員会、17日になりますけど、という意見が、動議が出されましたが、諮らせてもらう、皆さんに諮らせてもらってもよろしいでしょうか。
- ◆秋山智博委員 ちょっとすみません。
- ◆吉野恭介委員長 はい、秋山委員。
- ◆秋山智博委員 すみません、ちょっとその前に、加嶋委員に御検討のお願いですが、先ほどの発言をされた中に、啓蒙という言葉が複数回使われたと思います。その用語について、ちょっと私は、さてどうかなと思うところもありますので、もしよかったら、次のこの件を議論する際に、再度見解をいただけたらなと、こう思います。
- ◆吉野恭介委員長 加嶋委員。
- ◆加嶋辰史委員 はい。なので、次に持ち越さず、今お答えしてしまうんですけども、私も今までの請願を審査する、陳情を審査する中で、外交と防衛は国家の専権事項ということで、不採択の議論もここでしたことがあります。なので、その感覚でいきますと、外交案件、防衛案件を中心に考える請願ということであれば、同じように私は賛成ができない、今までの請願は何だったのかということになってしまいますので、一つ一つ、それぞれ、その状況に応じて考え

ないといけないんですけれども、外交と防衛でないものであれば、じゃあ、心に訴えるものだというので、啓蒙という言葉を使わせていただいたところでもあります。なので、そこが個人的な感情が違いますし、考え方も違うとは思いますが、なので、そこを改めろと言われてたら、私の人格を否定されるのかなと思いますので、今、私が考えておる啓蒙という言葉の使い方がそういったものであったということ、御理解ではないですけれども、私はそういう意味で言いましたということだけ、お伝えさせていただきます。

◆吉野恭介委員長 はい、秋山委員。

◆秋山智博委員 私が言つとる意味はそういうことではないですよ。啓蒙という言葉に対応する言葉としては、啓発という言葉があると思います。その対比のことを問うたところでありまして、もともと啓蒙というのは、目の見えない人に教えるとか、そういう意味合いのことがあるんじゃないかなとは。先ほどの見解を述べられた際に、鳥取市民に対してどのような啓蒙をされているかというふうな意味合いがあったと思うんですね。とするならば、鳥取市民に対して、その啓蒙という言葉が、盲目の人たちに教えるということで、そういう意味合いに通じるかなとは、私はそう受け止めたものですから、その用語の使い方として問うたところでありませぬ。啓蒙と啓発のことについての、よかったら見解があるならば頂きたいなと、こう思います。

◆吉野恭介委員長 はい、加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。加嶋です。盲目の方のという意味合いでは使っておりませぬ。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか御意見ありますか。はい。

先ほど、話を本論に戻します。動議が出されました、後半の委員会ということでお諮りしたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。じゃあ、後半の委員会に残すということに賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員ということで、後半17日の委員会で、もう一度継続審査させていただきたいと、審議させていただきたいと思います。はい。

それでは、ここで陳情に入る前に、執行部の方は退席をお願いいたします。ありがとうございました。

委員の皆さん、資料は大丈夫ですか。はい。

令和3年陳情第6号辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について
国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決すべきとする意見書の提出を求める
陳情（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、これより令和3年陳情第6号辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決すべきとする意見書の提出を求める陳情について、委員の皆様から質疑、御意見はございますか。委員の皆さん、どうですか。はい、加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。加嶋です。辺野古新基地建設のことについてですけども、沖縄県、国で議論されるべきことと思っております。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか御意見ありますか。

◆秋山智博委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、秋山委員。

◆秋山智博委員 はい。この陳情には賛成をします。この陳情の趣旨の内容でうたわれてる2番目のこの憲法41条、92条、95条違反ということが述べられておりますが、全くこのとおりだなと、こう思います。本当に沖縄に、まず、このような基地を、なぜ沖縄に限定をして造ろうとするのか、このことは大きな誤りだなと思います。そもそも論もありますけれども、沖縄に造ろうとすること自体も、当初から考え方としては誤っていると、造るならば全国一律に候補地等々検討するべきでありまして、この陳情については全面的に賛成をします。

◆吉野恭介委員長 そのほか御意見ありますか。はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 私も、結論から言うと、この陳情には賛成です。それで、そもそもこの辺野古の新基地っていうのは、普天間基地の代替っていうことで建設が進められてるんですけど、共産党の立場から言うと、普天間基地の無条件撤去と返還なので、その代替施設を造る必要がないという立場なんですよ。それで、だから、その辺野古の新基地建設には反対なんです。去年も、同じようなというか、陳情かな、出てきてるんですけども、やっぱりその沖縄の人にとったら、本当にその自分たちのところばかりに、なぜこう基地が集中してるんだと、しかも、ただ基地があるわけではなくて、基地があることで、いろいろその住民に対して、本当にひどい事件も起きてるわけですよ。そういった中で、本当にもう基地をなくしてくれっていう思いは、やっぱり日本国民として、やはり全員みんなが、やっぱり考えないといけないことだと思うんですね。やっぱりその沖縄だけっていう、本当にこの思いはしっかりと受け止めるべきだと思います。

それと、あと、今、本当に問題になってるのは、埋め立てる土、土砂を、土砂の中に、その沖縄戦の戦没者の遺骨が混じっていると、そういったものを使って埋め立てようとしていることにも、すごくやっぱり反感、反発が出てるわけですよ。その遺骨っていうのは、決して沖縄に住まれてた方たちだけじゃなくって、沖縄戦には日本全国から行ってるわけですから、本当にやっぱり、これは沖縄だけの問題ではなくって、やはり日本全体の問題だとして、私は思います。だから、本当に長きにわたるいろんな大変な思いを、やはり沖縄の方はされてきているということで、本当にこの陳情の趣旨を私は受け止めて、これは賛成です。

◆吉野恭介委員長 そのほか御意見ありますか。はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。この今回の陳情でありますけども、以前、同趣旨の陳情が令和元年に提出をされて、その際、不採択というふうになっております。今回のを読ませていただく中で、新たに1番のところですかね、新基地の埋立てに戦没者の遺骨が残る土地の土砂の使用、これについては認められるべきではないということが加えられておりますけども、その部分については、私もこれについては、やっぱり道義上というか、人道上といいますか、そういう感情からいっても、これについては、いかがなものかというふうに同感するところではあります。

この米軍基地につきましては、もう本当に、もう長年にわたって議論がなされ、ある意味尽くされてきたという結果の中で、現在の辺野古新基地移設と申しますか、建設に至ったものであるというふうに理解をしております。

この陳情では、辺野古新基地移設工事の中止かつ普天間基地の運用停止、この両基地の停止を求めているわけでありまして、やっぱり、現在のこの日本を取り巻く安全保障環境にあって、辺野古以外の代替施設が示されない中でこの両基地、これの停止ということにつきましては、やはり日本の安全を守ることにはならないだろうというふうに考えます。

米軍基地の存続につきましては、やっぱりこれは日本の外交、また国防に関することでもありますので、なかなか我々鳥取市議会として判断することについては、なかなか複雑で困難であろうというふうに考えることから、この陳情に基づいての意見書提出というのは、なかなか難しい、反対せざるを得ないかなというふうに思います。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございます。そのほか御意見ありますか。今、意見、副委員長、石田委員からもありました、実は一昨年、陳情が提出されております。その経過について、少し事務局のほうから紹介をいただければ、ありがたいかなと思っております。

○毛利 元市議会事務局議事係長 先ほど、委員さんの中で御発言があったとおり、令和元年の6月に、同じような名前の、同じように辺野古の陳情が2件出されて、不採択になっているという結果が出ているというのがあります。その理由といたしましては、国と、たしか沖縄県の間の問題であるというような内容ではなかったかなと、今、手元にそういったような資料が、私の手元にありませんので、うろ覚えですけれども、そういったような不採択の理由があったように思います。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございます。令和元年の6月と、あと、その前の年の4月にも出されてますかね、多分同じ。はい。皆様、御意見ありますか。

それでは、討論に入らせてもらってよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。では、討論はございますか。はい、加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。加嶋です。この令和3年陳情第6号をめぐって、各委員の意見が聴けたことは、大変、私、有意義に感じております。秋山委員が言われたように、全国一律に考えるべき、一方的な地域への押しつけはならないというところを理解できました。伊藤委員が言われた、当地にお住まいの方の御意見、御感情がどういったものか、御紹介いただいたことも理解できました。そして、石田委員が言われたように、今まで国等においても議論が尽くされてきた中で、新基地建設の場所ということが決まっていたということも経緯として示されました。そういったもろもろの意見が聴けたこと、この陳情第6号のおかげだと思って、提出者の意思は尊重しますが、鳥取市議会議員の立場として、沖縄県基地、米軍基地のことは、それぞれ国または県政で議論されるべきことと考え、陳情の採択には、反対の討論とさせていただきます。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほかございますか。

◆秋山智博委員 はい。

◆吉野恭介委員長 秋山委員。

◆秋山智博委員 はい。先ほどの、前段で申し上げたことと同じであります。この陳情の趣旨の、先ほどは2番目を取り上げましたが、やはり、4番目の民主主義の2つの原則に反するという内容も示されておるとおり、やはり民主主義を逸脱するような行為は、どこの地域であっても正していくということは大事なことだなど、必要なことだなど、こう思いますので、鳥取市議会として、これは採択をして、国に上げるべきだと、こういうことで賛成をします。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか討論はございますか。はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 はい。私もこの陳情には賛成をします。ここで書かれてるように、まず、県民投票で示された民意に反することがされ続けています。それから、やっぱり辺野古新基地建設は中止をすべきだし、普天間は、当然運用停止をするというのは当たり前前で、しかも、その基地をどこかに造ればよいということではなくて、やはり本当に、基地そのものを考えていく必要は十分あるかと思えます。

それと、県民投票だけではなくて、この沖縄の、沖縄県は、平成25年の建白書で、当時の安倍首相に、その普天間基地の閉鎖・撤去して、県内移設は断念することっていうふうに宛ててたんですけども、それが守られなかったってということで、本当にその民意がこう踏みにじられ続けてきたわけです。やはり、そのことを考えると、先ほど民主主義の話もありましたが、やはりこの陳情は、ぜひ、やっぱり採択すべきで、これは、国にしっかりと言うべきことだと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか討論はありますか。はい。討論なしと認め、これより、採決に入りたいと思います。

令和3年陳情第6号辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の提出を求める陳情を採決いたします。本陳情の採択に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

◆吉野恭介委員長 はい。賛成少数と認め、本陳情は不採択と決定いたしました。

それでは、不採択の理由の確認をさせていただきます。委員の皆様から御意見はございますか。はい。それでは、討論の中で御意見を頂戴しましたので、その意見を基に、正副委員長のほうでまとめたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◆吉野恭介委員長 はい。それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、これで総務部を終わります。ありがとうございました。

【企画推進部】

◆吉野恭介委員長 はい。皆さん、そろわれました。

それでは、続きまして、企画推進部に入ります。まず初めに、高橋部長に御挨拶をいただきたいと思えます。

○高橋義幸企画推進部長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 高橋部長。

○高橋義幸企画推進部長 企画推進部長の高橋でございます。本日は、議案を1件と、報告を4件について、御説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず、議案第105号令和3年度鳥取市一般会計補正予算でございます。それから報告は、報告第13号公立大学法人鳥取環境大学の業務の実績に関する評価及び、報告第16号専決処分事項の報告についてということでございます。そのほか、マイナポイント事業の事業期間の延長についてと、創生総合戦略と創生推進交付金事業、こちらのほうについても、実績報告を御説明をさしあげたいと思います。

まず、補正予算につきましては、歳入は、地方創生推進交付金で864万5,000円の増額を計上いたしております。また、歳出につきましては、新型コロナウイルス感染症に関する広報費、それから、旧鹿野小学校の体育館防火シャッターの修繕経費ということで、総額635万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

また、環境大学の報告につきましては、環境大学の評価委員会から、昨年度の評価報告がございました。こちらは、法律の規定により、報告をさせていただくものでございます。また、報告の第16号は、公用車が屋内駐車場の天井パネルを破損した事故に関する損害賠償の額と和解について専決処分を行っておりますので、そのことの報告でございます。それからマイナポイント、さらに創生総合戦略の報告もさせていただきたいと思いますが、それぞれ担当の課長より説明をさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございます。

議案第105号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆吉野恭介委員長 それでは、議案の説明に入ります。議案第105号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の御説明を、執行部お願いいたします。

○渡邊大輔企画推進部次長兼政策企画課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい。渡邊次長。

○渡邊大輔企画推進部次長兼政策企画課長 はい。政策企画課、渡邊でございます。そうしましたら、補正予算に係る説明でございますが、本日お配りさせていただいております資料1、令和3年9月定例市議会、総務企画委員会補正予算説明資料の企画推進部の資料で御説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、おはぐりくださいませ。2ページでございます。まず、歳入の御説明でございます。15国庫支出金、02国庫補助金、01総務費国庫補助金、02総務費補助金でございます。令和3年度地方創生推進交付金の歳出の増額864万5,000円をお願いするものでございます。これは、令和3年度新規追加で採択されたものでございまして、本課が取りまとめまして歳入計上をさせていただくものでございます。

事業内容につきましては、本年5月下旬、SDGs未来都市に選定されました、「サステイナビリティ×イノベーションで「農村から真の持続可能なまち」を実現する」を实践するための

経費でございます。歳出につきましては、経済観光部が所管でございまして、文教経済委員会において説明をいただくことになるということでございます。以上でございます。

○松本 縁秘書課広報室長 委員長。

◆吉野恭介委員長 松本室長。

○松本 縁秘書課広報室長 はい。広報室、松本です。続きまして、同じ資料で、歳出のほうを説明させていただきます。次のページ、3ページ目の上段の市政広報費になります。補正額は528万円です。財源は全額国庫支出金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金となります。これは、新型コロナウイルス感染症に関する市からの情報を、市民に映像と音声で分かりやすく伝達するためのテレビスポットCMの制作・放映の経費になります。

事業の詳細につきましては、事業別概要のほうを御覧ください。事業別概要の16ページの上段になります。このテレビスポットCMの予算につきましては、当初の国のワクチン供給のスケジュールに併せて予算措置をしております、9月までの必要な経費につきましては、既に令和3年2月議会で、国の3次補正に対応した繰越予算として計上しております、6月の議会で報告させていただいて、御承認をいただいております。

このたび補正予算で計上させていただいておりますのは、今後のワクチンの供給スケジュールやワクチン接種の状況、それから、感染の状況などとともに、アフターコロナの社会についての対応など、10月以降も継続して、テレビスポットCMによる市民への効果的な情報提供を行うために、必要な経費を計上させていただいております。

事業内容のところにあります民放2社というのは、T S Kの山陰中央テレビとB S Sの山陰放送となります。残りの民放1社となります日本海テレビにつきましては、地元のテレビ局ということで、以前から年間分を契約させていただいております、市政に関するテレビスポットCMを実施しているところでございます。説明は以上です。

○福山博俊文化交流課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。文化交流課、福山です。続きまして、その下です。教育費、社会教育費の中の文化振興費であります。補正額は107万5,000円です。事業別概要は16ページ、今、先ほどと同じように16ページの下段になります。大変申し訳ありません、事業別概要の記載に一部誤りがございましたので、この場を借りて訂正をさせていただきます。事業別概要の上のほう、事業の経過及び背景というところがあります。そこの3行目辺りに、後半ですが、建物出入口に設置されている防火シャッターのうち、1基に開閉の不具合があることが判明したものと記載をしております。あたかも複数防火シャッターがあるような記載になっておりますが、すみません、これは、実際には防火シャッターは1基ということで、防火シャッター1基に開閉の不具合があることが判明したものであるということで訂正をお願いいたします。大変申し訳ございません。

中身としてですけれども、ここに記載をしてあります、該当施設であります旧鹿野小学校体育館、これは、隣接する旧鹿野幼稚園園舎とともに、これは普通財産という扱いになります。普通財産の扱いで、NPO法人鳥の劇場に貸付けを行っております。鳥の劇場さんのほうは、

常設型の劇場として活用をいただいているところであります。先般実施されました防火設備点検におきまして、防火シャッターの開閉に不具合があることが判明したところであります。所管する資産活用推進課との協議の上、安全性・機能性を維持するために、必要な部品交換を行うものであります。以上で、令和3年度9月補正予算の説明を終わります。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございました。

本日は説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしと認め、議案説明を終わります。

報告事項に入る前に、説明の終了した部署は、ここで退席してもらって結構でございます。はい。

報告第13号公立大学法人公立鳥取環境大学の業務の実績に関する評価について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 続きまして、報告に入ります。

まず、報告第13号公立大学法人公立鳥取環境大学の業務の実績に関する評価についてです。それでは、執行部説明をお願いいたします。

○渡邊大輔企画推進部次長兼政策企画課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 渡邊次長。

○渡邊大輔企画推進部次長兼政策企画課長 はい。政策企画課、渡邊でございます。付議案におきまして御説明をさせていただきますので、付議案45ページ、報告第13号公立大学法人公立鳥取環境大学の業務の実績に関する評価についてをお開きくださいませ。

◆吉野恭介委員長 少しお待ちください。はい。横山委員、よろしいですか。

◆横山 明委員 いいです。

◆吉野恭介委員長 はい。御説明をお願いします。

○渡邊大輔企画推進部次長兼政策企画課長 はい。これは、地方独立行政法人法に基づきまして報告させていただくもので、47ページにある業務実績書というものにより報告をさせていただきます。

評価は、公立大学法人公立鳥取環境大学評価委員会が実施しておりまして、委員は、48ページでございます5名で実施していただいております。事務局は、鳥取県と鳥取市のほうでさせていただきます。今年度は、評価委員会を3回、6月3日、それから7月8日、それから7月30日に開催をしております。

評価の流れを御説明させていただきますが、ページを前後しますが、まず、59ページでございます、最小項目別評価を行います。これは、大学が自己採点で行いました最小項目別評価、1～5点の提出を基にしまして、評価委員会のほうにおきまして、ヒアリング、それから意見交換を実施して検証し、最終的に各項目の評価点を確定しております。その次に、大項目別評価、そして全体評価に移りますが、まず、大項目別評価でございます。53ページ～58ページでございますが、これは、さきの最小項目別評価を大項目ごとに単純平均したもので、その点数

によりまして、S評価～D評価の評点を決めていきます。最後に、全体評価ですが、この大項目別評価を、ページでいいますと50ページの下にありますように、単純平均を取らせていただきまして、その点数をもって評点を決め、全体評価ということで業務実績評価を作成しております。

それでは、評価の概略を御説明させていただきます。51ページでございます。全体的評価で御説明をさせていただきます。評価をB、年度計画をおおむね達成、評点を3.44ということで、標準的な評価でございます。以下は、全体的評価のコメントということでございます。御説明させていただきます。

平成24年度の公立化以降、多くの志願者や入学者を確保して、安定的な大学経営に取り組んでいるという評価でございます。また、現在第2期中期目標期間の3年目に当たります。副専攻の導入など、教育面での充実や産学連携、それから積極的な情報発信など、意欲的に取り組んでおるといって評価をいただいております。

安定的な経営確保の観点では、志願倍率、それから入学定員への充足率、共に目標を達成しております。中でも令和3年度からは、県内高校の推薦入試というものを取り入れておられまして、県内入学者を大幅に増加させております。

また、新型コロナウイルス感染症対策におきましても、学内の対策本部を立ち上げられまして体制を強化し、オンライン授業への切替えやウェブでのコミュニケーションなど、そういったものを導入するなど、ICTの環境を充実させておられます。

学生支援につきましても、国の修学支援新制度の円滑な実施というものも実施されておられますし、学内アルバイト、これは、鳥取市のほうでも補助金準備させていただきましたが、学内アルバイトなどの提供、そういったものなどで支援を行っております。

おはぐりくださいませ。52ページでございます。そこの真ん中の辺に、しかしながらというところがございます。しかしながら、こちらは課題について取り上げられております。コロナ禍の社会情勢、その変化を原因とされておりますが、県内就職率の低下というのが見受けられます。経済界や行政との連携をしながら、対策に取り組むようにということが記されております。

また、県内学生の入学率というところでございますが、入学率につきましては、増えてはおります。ただ、県内高校向けの推薦入試ですが、定員を満たさなかった区分があるということございまして、さらなる周知だとか、働きかけだとか、そういったものをするようにということに記されておるとこでございます。

続きまして、大項目別評価でございます。大項目別評価につきましては、評価と特記事項というふうに書いてございますが、先ほど、特記事項につきましては、全体評価のコメントのほうにまとめておりますので、後でお読み取りいただくようお願いいたします。

各項目の評価におきましては、P、53ページでございますが、I番の大学の教育等の質の向上については評点3.5のB評価、続きまして、54ページのII、業務運営の改善及び効率化というところでございますが、これも評点3.2のB評価、それからIIIの、その下IIIの安定的な経営確保・財務内容の改善につきましても、評点3.5ということでB評価でございます。次のペー

ジ、Ⅳ、点検・評価・情報公開というところがございますが、評点は3.6ということでA評価となっておりますし、最後、Ⅴ番のその他業務運営ですが、これも3.1の評点でB評価というふうにされております。

おはぐりいただきまして、56ページ御覧くださいませ。中段の辺りに、今後、取り組むべき事項、課題というふうに書いてあります。先ほどのⅠ～Ⅴの大項目分野ごとに課題を上げております。

Ⅰの大学教育等の質の向上におきましては、引き続き、地域貢献や人材育成をはじめとした将来を見通した大学運営の取組をしていただくようにということ、そして、県内入学者の割合の増加、今後も引き続き取り組んでいただきたいということ、そして、県内就職率の向上への取組、こういったことがまだ、まだまだこれから頑張りたいというようなことが申し添えられております。また、Ⅱの業務運営の改善及び効率化というところがございますが、こちらにつきましては、58ページでございます。地域に開かれた大学運営をということを書いておりますし、Ⅲの安定的な経営確保・財務内容の改善におきましては、学生の確保と経営の安定をということを書いておられます。それから、Ⅳの点検・評価・情報公開につきましては、対面式とオンラインのハイブリッド、そういったことをしっかり取り組んでいただきたいということ、その他、Ⅴ番のその他業務運営につきましては、建設後20年という大学、に経過しております。大学施設の計画的な整備に取り組むことなどが課題として取り上げられておるというところがございます。

最後に、最小項目別評価でございます。61ページおはぐりくださいませ。61ページ～63ページまでの130項目について評価をしております。多数項目があるということのため、一つ一つの御説明は割愛させていただきますが、ここでは、評価点が低い2点という項目につきまして報告をさせていただきますと思います。

まず、61ページでございます。評価番号でいきますと、ナンバー40番でございます。県内就職率の向上、中期目標期間中の30%の達成ということでございますが、令和2年度の県内就職率は14.3%という結果になっておりまして、昨年度より9.1ポイントの減少ということになっておりまして、評価は2ということになっております。

おはぐりいただきまして、ナンバーでいきますと、ナンバー63、競争的外部資金の公立大学平均新規申請件数以上、近県公立大学平均採択率以上ということでございますが、これは、国の科学研究費の助成金の新規件数、応募といえますか、そういったものでございますが、新規件数は18件ということになっております。公立大学の平均が23.3ということですので、やっぱり平均よりかは少ないということ。それから、採択件数につきましても1件でした。1件ということで、申請18のうち1件ということで、5.6%の採択割合ということになります。公立大学の平均は22.1%ということになりまして、どちらも平均より低いということで、評価が2ということになっております。

続きまして、最後のページになります。ナンバー112番、公立鳥取環境大学環境方針に基づき策定した実行目標の達成というところがございますが、表の真ん中辺りの112番、それから、もう少し下のほうに下りまして、再掲という形で112番があります。この再掲のほうは2点と

いうふうになっております。こちらにおきましては、さきに書いてあるほうでは、鳥取県の登録における審査を受けまして、環境大学の環境基本方針、認証を受けられたということによって、さきの112番のほうでは評価は3点となっておりますが、再掲のほうでは、そのうちの実行目標、CO₂の排出量というものについての目標になっておりまして、そちらが、年間1,000トン以下という目標を達成できておらず、年間1,200トン程度のCO₂の排出量になったようです。ということで、こちらのほうでは評価が2点ということになっております。すみません。申し遅れ、抜けておりましたが、このページにもナンバー63番の再掲ということで、括弧についております評価が2点というもの、それは、先ほどの、前段に説明しましたナンバー63と全く同じということでございます。報告は以上でございます。

◆吉野恭介委員長 御説明いただきました。

本件について、委員の皆様から質疑、御意見等はございますか。加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。御報告ありがとうございます。総合評価3.44ということで、あと0.16でAという評価になっていくと思いますので、もう一押し、どこでされるのか、次年度達成できそうなのか、御見解をお尋ねします。

◆吉野恭介委員長 渡邊次長。

○渡邊大輔企画推進部次長兼政策企画課長 はい。ありがとうございます。政策企画課、渡邊でございます。やはり、総合評価3.44、例年3.4前後ぐらいの評価で、ずっとB評価というものが続いております。やはり、こちらを押し上げていくには、先ほど御説明させていただきました課題という部分というところを、しっかりクリアしていくということが大切になってくるのかなということでございますが、なかなかやっぱりたくさん項目の中の積み上げということで、平均点をぐっと簡単に押し上げるということは難しいということでもありますけれども、1つずつのやはり項目をしっかりと達成していくということが重要なのかなということなので、1つの項目に絞るといっても、満遍なくやっぱりしっかりと、評価に基づいて達成を目指していくということが大切なのかな、肝要なのかなというふうに思っております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい、加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。御丁寧な答弁ありがとうございます。58ページ、Ⅲ、安定的な経営確保・財務内容の改善のところ、自己財源約8億円、当期総利益約3,700万円と黒字を達成したとありました。その下の下の段落ですかね、その他業務運営、説明の中にもありました、エアコンの工事はされたということですが、トイレの洋式化であったり、ユニバーサルデザインなどに考慮しながら利益が出たのであれば、そういったところ、優先順位があるとは思いますが、着手されて1つの項目の評価基準が上がるのが、もう目の前にあるわけですから、20年経過して経年劣化に伴うところ、維持修繕されてはどうかと思いますけれども、計画等、次年度はあるんでしょうか。

◆吉野恭介委員長 渡邊次長。

○渡邊大輔企画推進部次長兼政策企画課長 はい。ありがとうございます。政策企画課、渡邊でございます。20年経過しまして、やはり施設の劣化というものは、やっぱり出てきております。

これは、計画的に計画表をつくられておまして、その都度、年度年度の計画でも、鳥取市、それから鳥取県とも協議をしながら実施をさせていただいておるといってございます。今年度におきましても、補助金という形になっておりますが、しっかりと計画的にやっていただいておりますし、これ以降も、順次計画的には取り組んでいただくということで、県とも協議できておるところでございます。

◆吉野恭介委員長 加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。最後にします。そうしましたら、黒字が出たということであれば、優先的に修繕に使うべきだという議会の意見が必要であれば、もう委員会でも後押ししますので、また引き続き、御報告のほうよろしくお願ひします。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか、星見委員。

◆星見健蔵委員 令和2年度の県内の就職率が14.3%ということで、前年を9.1%減少しております。私も、一般質問の中でも、やはり県外への流出に歯止めをかけるということで、県内就職をという思いもあったことから、この地元の推薦枠を増やしたりというようなことで、3年度の入学率は、前年を5.3%上回っておるわけです。ところが、県外流出が、前年を9.1%増加しておるといふことなんですよ。それで、何が原因かということ进行分析していくことも必要だと思ふところでありますけれども、やはり、鳥大にしても環境大にしても、やはり県外から来られた方は、ほとんど地元に戻られたりといふことで、やはり地元の枠をいかに増やして、県外に、県外から、県外に流出されることを抑えていくかということが一番やることかなと思ふところが、こういった結果で非常に残念なところですが、この辺は、コロナ禍云々といふような就職活動の在り方とか、いろいろあるとは思ふわけですが、この辺のところを、ちょっとどのように分析しておられるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

◆吉野恭介委員長 渡邊次長。

○渡邊大輔企画推進部次長兼政策企画課長 はい。政策企画課、渡邊でございます。ありがとうございます。先ほども申しましたとおり、やはり今年度、コロナ禍ということで、県内への就職率というのは、ぐっと下がって9.1%ほどの減ということでございます。入学につきましては増えておりますが、これは、この令和3年度からの入試の改善、改革といひますか、そういったものがございまして、県内入学のための県内高校向けの推薦入試というもので、県内学生の入学の枠を今年度から増やされたということで、増えたという現状でございます。ただ、先ほども申しましたが、その推薦入学させていただいたんですが、定員に満たさなかつた場所もありましたので、そこの部分は、もう一度県内の学校、高校なり、そういったところに周知を図って、しっかりと県内学生、確保していきたいといふことでございます。

それと、就職率の問題でございます。昨年は、やはりコロナということで、先の読めない就職といふことで、学生もやはり、かなり不安があつたといふことで、やっぱり県外、大きな会社なりのほうは、就職関係の動きがかなり早かつたといふことでありまして、早めに決めたところに、まず飛びついていくといふこともあつたようでして、もう少し待つたら鳥取の企業の就職も始まるからといふところ、もう経済の情勢がどうなるか分からないといふことで、なかなかそこまで待てなかつたといふような学生もおつたといふふうに、大学のほうは分析をし

ておられます。そういったこともありますので、やはり大学だけでは何ともならない部分ありますので、やはり経済界でありますとか、そこでは当然、我々行政のほうも中に入りまして、それで、しっかりと連携を組みながら、県内企業とのマッチング、そういったものの強化、取り組んでいくべきところかなと考えておりますので、ただ、そういったことも、大学とも話をさせていただきたいなと思っております。

◆吉野恭介委員長 星見委員。

◆星見健蔵委員 こういったコロナ禍において、対面授業等が、それこそ入学から1回もキャンパスに足運んでないというような大学生もおられるというようなことを、ニュース等でよく耳にしたわけです。そういった中に、鳥取は感染者が急拡大してという、人口からいったら決して低くない時期もあったわけですが、比較的全国的な感染者数から見りゃあ、鳥取は比較的少ないというような状況であったというふうに思います。それで、そういった中に、鳥大にしても環境大学等も、授業自体は、今年の1月からですね、このコロナが発生が確認されてから1年、それこそ9か月たつわけですが、大学の授業の状況は、どのようなやり方がなされているのかお聞かせください。

◆吉野恭介委員長 渡邊次長。

○渡邊大輔企画推進部次長兼政策企画課長 はい。ありがとうございます。政策企画課、渡邊でございます。環境大学につきましては、設置者が鳥取県・鳥取市ということでありまして、こちら側からの要望ということもありまして、いち早くオンラインから対面の授業というものを取り組んでいただけたのかなとは思っております。ただ、やはり情勢によりまして、環境大学も、環境大学の中でのクラスターも発生したといった時期もございましたので、その辺は、学内の危機管理対策本部が柔軟に対応されながら、オンライン、それから対面というふうに切替えてありますとか、併用しながらというようなことでやっていただいておりますし、現在につきましても、その辺の部分は変わらずに、しっかりと状況を見ながら対応していただいております。少しちょっと鳥大のほうの情報っていうのは周知しておらない部分がありますので、またちょっと調べさせていただければなと思っております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 星見委員。

◆星見健蔵委員 いずれにしても、最終的な目標を25%ということを持っておられるわけで、21.3%が令和3年度いっても、まだ最終的な目標には下回っておる状況でありますので、何とでも地元の学生を、とにかく入学者を多くすること、それから、県外に流出されないような魅力ある取組といたしますか、そういったことにも大学と一緒に、今後も進めていただきたいというふうに思います。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか御意見ありますか。はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 はい。ちょっと今の話に関連するんですが、52 ページに、県内入学率が21.3%で、年度計画の19%以上の目標は達成したと、そういうふうに書かれてるんですけど、平成30年度から、県内入学者促進コーディネーターっていう人を何か設置して、いろいろ取り組んでいくっていうのが、昨年報告の中にあっただけですけど、コロナ禍で、なかなかそういう

コーディネーターさんの役割が果たしにくかったのか、それとも十分果たせたのか、その辺り、何か把握はしとられるでしょうか。

それと、もう一つ、58 ページの上のところ、Ⅱの業務運営の改善及び効率化ってところなんですけれども、昨年の9月議会で報告があったときには、その部分で、年々増える退学率がついていうことで、退学者のことが出てたんですが、今回は、その退学者については、殊さら問題というか、課題とすべきことがなかったのかどうか、その点を教えてください。

◆吉野恭介委員長 渡邊次長。

○渡邊大輔企画推進部次長兼政策企画課長 はい。政策企画課、渡邊でございます。県内入学者の促進コーディネーターでございます。私ども、ちょっとそこまで詳しいこと、昨年度の役割、どういうことをやられたのかというのを把握しておりませんので、これは一旦ちょっと持ち帰らせていただいて確認させていただきます。

それから、退学者の件でございます。今年度は、令和2年度中に退学した学生ということで、31名の報告を受けております。退学率は2.5%ということで伺っております。昨年度は33人で、2.7%ということでしたので、若干減ってはきておるといって伺っておりますし、学生の中で、例えば、経済的な事情というようなことで退学されたというような方は、あまり、やはりほとんどいなく、やっぱり学力で、新しい、転学でありますとか、それから方針を変えられたという方のほうが、圧倒的に多かったということでございます。

退学者、減ってはおりますけれども、全くいないというわけではございませんので、大学のほうとしても、そちらの部分の認識は当然しておられますが、ここに取り上げる、言わば減ったということもありまして、ここに取り上げるということはないということでございます。以上でございます。

◆伊藤幾子副委員長 はい。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 はい。コロナ対策として、本当に学生さんの支援は、本当に県と市とで協力して、環境大学ではいろいろと取り組んでいただいていたと思ってます。今のお話で、そういう経済的なことで退学というのではなくて、何かもっとほかの勉強がしたいとか、そういうことのようなんですけど、せつかくなら、環境大学でそういう、もっとさらについていう学業をしていただけたらなと思いますので、その辺り、また大学のほうもいろいろと考えられるとは思いますが、本当に退学率がやっぱり低いにこしたことはないと思いますので、引き続き、頑張ってくださいと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほかございますか。

◆秋山智博委員 はい、1点。

◆吉野恭介委員長 はい、秋山委員。

◆秋山智博委員 はい、1点、すみません。56ページの、今後、取り組むべき課題等の上から3番目、脱炭素の動きのところの取組ありますけれども、全体像の中で語らねばいけないのかもしれないかもしれませんが、いずれにしても、これからもう、国内も国外も、2050年に向けて、CO₂実質ゼロということ、あるいは、もう一つでは、デジタル化に向けた取組、この2つが、これか

らの大きな社会の取組であると思いますので、私は、このCO₂ゼロに向けて、この環境大学は一番大きな目玉にしてほしいと思うぐらい思っておりますので、必要とされる機材、あるいは人材等々のハード、あるいはソフト面が、必要あれば、どんどん私は財政的にも投入をするべきだなど、こう思います。本当に、この鳥取市、鳥取県が全国に誇れる次なる取組は、このCO₂ゼロだなど、デジタル化だなど、こう思っておりますので、そこらに対する考え方や方針が、もしありましたらお聞かせください。

◆吉野恭介委員長 渡邊次長。

○渡邊大輔企画推進部次長兼政策企画課長 はい。政策企画課、渡邊でございます。秋山委員おっしゃるとおりで、環境大学ということで、日本初ということで、環境系の大学としての存在意義というものが、やはりあるということでございますし、こちらに、報告書のほうにも書かれたということは、大学のほうにしましても、評価委員のほうにしましても、そういったことが本当に重要だという認識、決意の表れかなというふうに考えておりますので、我々も環境大学の特殊な魅力という部分もありますし、そういったものをしっかりと向上させるように、一緒に取り組んでまいりたいと思っております。ありがとうございます。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。はい。そのほかありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。

報告第16号専決処分事項の報告について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 それでは、次に参ります。報告第16号専決処分事項の報告について、執行部の説明をお願いいたします。

○福山博俊文化交流課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。文化交流課、福山です。公用車による事故に係る専決処分事項の報告についてであります。

本件ですが、事故発生日は8月5日、場所は市内相生町地内、一般財団法人鳥取県観光事業団の敷地内ということになります。当日、日本遺産事業の推進に関する協議のため、鳥取県観光連盟を訪問をいたしました。この観光連盟が入居する鳥取県観光事業団所有ビルの1階に屋内駐車場がございまして、こちらに公用車を駐車する際に、公用車上部の拡声器が接触をいたしまして、駐車場天井パネルが破損をしてしまいました。

この件について、対応として、本市が加入します自動車総合共済の対物保険によりまして、相手方施設の修理費2万20円を負担をさせていただきたいということであります。

今後、公用車を運転する際に、改めて周辺の安全確認や、安全運転の徹底に努めたいと思っております。説明は以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。御説明いただきました。

委員の皆様から、質疑、御意見等がありますか。はい、星見委員。

◆星見健蔵委員 相手方の修理費は2万20円ということで、車の修理費はどの程度かをちょっと教えてください。

○福山博俊文化交流課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。文化交流課、福山です。そこに写真がついておりますが、幸いといえますか、かすり傷で済みまして、拡声器の機能自体には、問題はありませんでした。大変申し訳ありません。

◆吉野恭介委員長 そのほかありますか。はい。なしと認めて、次に参ります。

マイナポイント事業の事業期間の延長について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 マイナポイント事業の事業期間の延長についての説明を、執行部お願いします。

○上田貴洋政策企画課地方創生・デジタル化推進室長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、上田室長。

○上田貴洋政策企画課地方創生・デジタル化推進室長 はい。デジタル化推進室、上田です。3ページを御覧ください。マイナポイント事業、事業期間延長ということで、国のマイナポイント事業は、消費の活性化ですとかカードの普及、キャッシュレス決済基盤の構築を目的とした事業でございますが、国は、今年4月末までに、マイナンバーカードを申請された方が、確実にマイナポイントを利用できるように、期間を9月末までから12月末まで、3か月間延長されました。

この延長に至った背景としましては、今年に入ってからカードの申請件数が急増しまして、都市部を中心ではございますが、カードの交付作業に遅れが生じているということですか、コロナ感染防止の観点で、窓口の混雑を避けるために延長が必要ということで判断されたというものです。

2番目の本市の対応、御覧ください。マイナポイント特設ブースを、本庁舎につきましては、先週までは1階に設置しておりましたけども、今週から2階のほうに引っ越しております。この特設ブースと、各総合支所で実施しておりました市民の皆様のマイナポイントと、それからキャッシュレス決済サービス、こちらをひもづける設定作業を、国のこの事業期間の延長に併せて、市の対応も延長させていただくというものでございます。また、この延長に伴う費用につきましては、既決予算の中で対応させていただいて、必要に応じて、また予算の対応をお願いしたいというふうに考えております。

3番のマイナポイント事業の概要でございます。この事業は、先ほどもありました、今年4月末までにカードの交付申請を行われた方が、マイナポイントを申し込まれまして、さらにその申し込んだキャッシュレス決済サービスを用いて、チャージするですとか、買物を行う際に決済を行うことで、上限5,000円分のポイントが取得できるというような内容のものでございます。事業の詳細については、次ページ以降のチラシで、またお読み取りいただければと思います。説明は以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございました。

委員の皆様から、質疑、御意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしと認め、次に参ります。

「第1期鳥取市創生総合戦略」及び「令和2年度地方創生推進交付金事業」の実績報告について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 はい。第1期鳥取市創生総合戦略及び令和2年度地方創生推進交付金事業の実績報告についての説明を、執行部お願いいたします。

○上田貴洋政策企画課地方創生・デジタル化推進室長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、上田室長。

○上田貴洋政策企画課地方創生・デジタル化推進室長 はい。デジタル化推進室、上田でございます。資料は5ページを御覧ください。第1期創生総合戦略、2年度の交付金事業の実績報告とさせていただきます。説明する実績報告の中でございますが、こちらの外部評価結果というものを記載しております。これは、民間の有識者で組織しております鳥取市総合企画委員会、こちらがございまして、そちらの委員の方をお願いして評価をいただいたものというものでございます。それから、一部に外部評価が少し間に合っていないものもございますが、これは、今後追加で実施するように予定しております。

6ページを御覧ください。はい。6ページ、戦略の実績でございます。平成27年度から6年間取り組んできました1期戦略の最終実績となります。いろいろ資料がございますけれども、本日は、この概要資料で全体の状況を御説明させていただきます。

まず左肩1、基本目標を御覧いただきたいと思います。この表の右側に、令和2年度の実績を記載しております。まず、柱がございまして、ひとつづりでございますが、合計特殊出生率、こちら、この表の下に欄外ですけど、米印でちょっと書いておりますけれども、県の市町村ごとの出生率公表、年度後半になるということで、このたび、市の試算値で評価を行わせていただきました。試算によりますと、右側、2列目になりますが、1.57ということで、令和2年度の目標1.8を掲げておりましたけれども、下回ったということでございます。外部評価については、右側、未実施ということで、今後実施いたします。

次に、しごとづくりで、2つ目標がございまして、6年間の正規雇用創造数、こちらは、実績が4,268ということで、目標5,000を下回りました。右の外部評価、Bということで、Bはほぼ計画どおりに進捗しており、一定の評価はできるということでした。もう一つの6年間の企業誘致数は93件ということで、目標90件を上回らして、外部評価はA、Aは計画以上に進捗しており、十分評価できるということでございました。

その下、まちづくり、目標2つございまして、移住定住者数、こちらは、実績が2,213人で、目標2,400人を下回らして、外部評価はBでということでございました。それから、もう一つの鳥取砂丘・いなば温泉郷の観光入り込み客数、先般、県の集計値が公表されまして、実績としましては170.8万人ということで、コロナ禍で、対年、前年実績ですと4割減と、約4割

減ということが分かりました。結果、目標 320 万人を下回りました。これにつきましても、外部評価、これから追加で実施するように考えております。

下の左側に、K P I の達成状況を御覧いただきたいと思います。計画、戦略の最終年度ということで、達成したか未達成かのいずれかの評価となります。達成につきましては、上のほうで 48 件、全体 40% ということでございました。これに対しまして、この右側を御覧いただきまして、外部評価の結果でございます。評価としましては、上、A 評価 44% とありまして、こちらは、計画どおりに進捗した。B 29%、こちらは、ほぼ計画どおりということで、合計しますと 73% ということで、このことから、全体とすれば、おおむね計画どおりと、進捗したものではないかと考えております。

下に行きまして、分野別に K P I の達成状況を書いております。この一番下、まちづくりの K P I、御覧のとおり、特に低くなっております。29.2% とかになっております。これにつきましては、砂の美術館の入館者数ですとか、コナン空港の搭乗者数、これらの主に観光などの人の往来に関係する K P I、こちらが、コロナ禍で軒並み低い実績になったということが影響しております。

それから、また、各施策詳細、次ページ以降、資料たくさんございますけども、これらについては、後ほどお読み取りいただければと思います。

続きまして、58 ページを御覧いただきたいと思います。少し飛んで、58 ページでございます。はい。58 ページ別紙 2 で、こちらは、交付金事業の実績報告となっております。

1 枚めくっていただきまして、59 ページを御覧いただきたいと思います。下の表でございますが、交付金事業、令和 2 年度は、以下の 6 つの事業を実施しました。総事業費としましては、約 2 億 8,000 万円、これに対しまして、交付金を約 1 億 3,000 万円活用させていただきました。

この表の右から 2 列目、2 列目に内部評価を書いております。市の各課、各局で実施しました内部評価です。6 事業のうち、1 番の地域連携 DMO、それから、ナンバー 4 の麒麟のまち産品、それから、5 番目のスマート農業、こちらが、内部評価としては、地方創生に相当効果があったというもので、これは、一部の K P I が目標には達しなかったんですが、おおむね成果は得られたという評価結果でございまして、4 段階評価のうちで 2 番目、上から 2 番目に高いものでございました。残りの 3 つにつきましては、地方創生に効果があったというものでございまして、内容は、K P I 達成状況は芳しくなかったものの、事業開始前よりも取組が前進したり、改善したというような評価内容でございまして、4 段階の評価のうちですと、上から 3 番目ということでございます。評価が低かった 3 つの事業につきましては、2 番の高度外国人材、こちらは、K P I の採用数ですとか、入学者数が、言わば目標に達しなかったですとか、3 番目、山陰海岸ジオパーク、こちらは、K P I の観光入り込み客数、それから、研修参加者数が、これも目標に達しなかった。一番下の 6 番、コンパクトシティ、こちらは、K P I の遊休不動産の利活用は、目標は上回りましたけども、通行量とバスの利用者数、2 つが下回ったということによるものです。

それから、この表の一番右側になりますけども、2 番と 5 番と 6 番になります。こちらは、外部評価を実施しまして、評価委員さん、全て K P I 達成に有効だったという評価をいただき

ました。残りについては、これから実施させていただこうと思います。詳細な資料を次ページ以降つけておりますけども、これにつきましても、後ほどお読み取りいただければと思います。

また5ページにお戻りください。5ページになります。はい。ここの2番目で、今後の予定と書いております。本報告資料によりまして、本日委員会に報告させていただいた後に、全議員への資料提供により、報告させていただくよう予定させていただいております。それから、先ほどありました、現在未実施の一部の評価、外部評価につきましても、今後実施いたしますして、10月から、10月頃にかけて、再び全議員への追加の資料提供により、また報告させていただくよう予定しております。説明は以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございます。

委員の皆様から質疑、御意見はありますか。

◆加嶋辰史委員 はい。

◆吉野恭介委員長 加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。御説明ありがとうございました。今、聞きたいところもあるんですけども、全議員が見てから、配付してから聞くべきこともあると思いますので、またその都度、個別にお聞きしたいと思います。御報告ありがとうございます。

◆吉野恭介委員長 そのほかありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしと認め、これで企画推進部を終わります。ありがとうございます。

（ ） ありがとうございます。

◆吉野恭介委員長 それでは、これで委員会、一旦中断して、午後の再開を、あの時計で1時半にしたいと思います。よろしくをお願いします。

午後0時30分 休憩

午後1時28分 再開

【市民生活部】

◆吉野恭介委員長 皆さん、こんにちは。

（ ） こんにちは。

◆吉野恭介委員長 会議を再開いたします。市民生活部に入ります。

まず初めに、鹿田部長に御挨拶をいただきたいと思います。

○鹿田哲生市民生活部長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、鹿田部長。

○鹿田哲生市民生活部長 はい。市民生活部、鹿田でございます。付議案の概要を説明いたします前に、一言申し上げたいことがございますので、お許してください。

先月の8月16日でございますけども、資料提供ということで御報告をさせていただきました、住民票コードの付番誤りということがございました。これは、平成22年でございますけど

も、鳥取市に転入、住所の設定をされた方の住民票コード、これを誤って、鳥取市外のお住まいの方と同じ番号を付番してしまったというような事案でございまして、ひいては平成27年、個人番号、マイナンバーが、制度が始まりましたけども、併せて同じような、同じ番号が振られてしまったといったようなことがございました。

幸いにもと申しますか、実害とかそういったようなことはなかったのでございますけども、鳥取市にお住まいの方、さらには市外にお住まいの方に大変御迷惑をおかけいたしますとともに、鳥取市以外のその自治体にも、大変な御迷惑をおかけいたしました。謹んでおわび申し上げたいと思います。再発防止、こういったことは徹底いたしますけども、こうしたミスがないように、しっかりと職員にも指導をしておるところでございます。

また、もう一点、これは別件でございます。この後御説明いたしますけども、今回の議会で、決議案の中に、議案の第105号でございます、令和3年度鳥取市一般会計補正予算でございますけども、この案件の中に、同じくこのマイナンバーカードの事務を行います際に、個人番号カード交付事業費というもので、国から補助金を頂いて事務をやっているというものでございますけども、これが、補助金の算定の誤りがございまして、結論から申し上げますと、余分に国から補助金を頂戴していたというような事案でございます。この件につきましては、国からの指示といいますか、指導もございまして調査をいたしました結果、判明したものでございまして、国・県の要請に基づいて返還するというところで、今回補正予算ということでお願いをしたいということで、この後、また詳細、御説明申し上げます。

いずれにいたしましても、様々な事情が重なったので、この結果としてはミスではございますが、誤りは誤りということで、こうしたことがないように、また改めて事務の見直しなど行ったところでございます。重ねて、謹んでおわび申し上げます。

それでは、今回、議案、提出議案ということで、5件提案をさせていただいております。その概要について申し上げます。

まず、議案第105号でございます。令和3年度鳥取市一般会計補正予算でございますが、このたび、先ほど申し上げた補助金の返還の補正と併せまして、今後のアフターコロナ、これを見据えた移住定住の協議ということで、国からの補助金を頂いて、情報発信をしっかりとやっていこうというような予算を1件お願いしたいなと思っております。

併せまして、以前から御報告申し上げます、今年度で、市民課が現在委託をしております総合窓口業務、これが、今年度末で契約が満了ということになりまして、来年度以降、新たな事業者を募集するというような事務に入るわけでございますけども、今回の議会で、債務負担行為、これをお願いしたいなということで、また改めて御説明をさせていただくと、こういったのが補正予算の内容でございます。

次に、議案116号でございます。鳥取市手数料条例の改正ということでございます。これにつきましては、関係法令の改正によりまして、鳥取市の条例も併せて改正するという内容でございます。次に、議案の117号、鳥取市集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正、それと、1つ飛んでいただいて、124号でございます。財産の無償譲渡についてということでございますが、これは、鳥取市の用瀬町にございます鳥居野集会所、これ、鳥取市が所管の施設で、

集会所でございますけれども、これを地元に移譲するというところで、条例改正と併せまして、財産の無償譲渡でございますので、議会の議決が必要でございます。この議決をいただくというところで、議案として提出をしているものでございます。1つ飛ばしましたけど、議案の第121号でございます。鳥取市過疎地域持続的発展計画についてということで、御案内のとおり、今年度、新たに新過疎法ということで法律が制定されましたことと併せまして、新たに計画を策定するというところで、概要については既に御報告申し上げたところでございますが、これも、この定めによりまして、議会の議決事項ということでございます。改めて御説明を申し上げまして、議会の皆様の合意をいただくということで、今回提出させていただいているものでございます。

市民生活部は以上5件、議案として、提案・提出をしているものでございます。以降は、担当課長より御説明申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございました。

議案第105号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆吉野恭介委員長 それでは、早速議案の説明に入ります。議案第105号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の御説明を、執行部お願いいたします。

○漆原利明市民生活部次長兼地域振興課長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 漆原次長。

○漆原利明市民生活部次長兼地域振興課長 はい。地域振興課、漆原でございます。そういたしますと、補正予算の説明資料、それから、併せまして、補正予算の事業別概要を御覧ください。まず、補正予算の説明資料、1ページでございます。総務費、総務管理費、企画費、60万円の増額補正でございます。国・県支出金というような形でございます。事業別概要は17ページでございますけれども、戦略的移住定住推進事業費でございます。これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、国のほうから交付金を頂く事業でございます。今回、新型コロナウイルスの関係で、本市への移住定住の予定者、なかなか相談件数も減ってまいりました。いかにして鳥取市へ目を向けていただくかというような形で、移住定住の検討される方を、うちのほうに目を向けていただくために、本市の魅力や、各政策を伝えるコンテンツを、より戦略的に情報発信をしていきたいと考えております。それにつきましては、移住者の受入れに関わる地域団体や民間組織、こういった方々にウェブマーケティングの専門家等から学ぶ機会を設け、アフターコロナにおける定住・関係・交流人口の拡大を図る講座とかを実施するような事業をやりたいと思っております。その事業費、大体全3回を60万円というような形で考えております。以上でございます。

○西垣隆司市民課長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 西垣課長。

○西垣隆司市民課長 はい。それでは、続きまして、先ほど冒頭で説明のありました、個人番号カード関連事務費について説明いたします。まず、予算書ページですけれども、予算書ページが26ページ、事業別概要は17ページの下段になります。はい。予算は、総務費、戸籍住民基

本台帳費、戸籍住民基本台帳費、個人番号カード関連事務費となっております。補正額は4万3,000円、補正額の財源内訳ですが、全額一般財源となっております。内容ですが、個人番号カード交付事業費補助金の返還に関する経費となっております。マイナンバーカードですが、原則無料で交付していますが、紛失等による再交付の場合は有料交付となっております。再交付の際、鳥取市が再交付手数料を徴収しております。国に補助金交付申請をする際は、鳥取市が徴収しました再交付手数料の総額を国に報告する必要がありますが、国のほうは、鳥取市が報告した再交付手数料の総額を差し引いた額を補助金として交付するのですが、過去5年間にわたりまして報告金額を少なく報告していたため、補助金を多くもらい過ぎており、このたび、これを返還するものです。過去5年間にわたる返還額は、事業別概要に示してあるとおりでございます。金額としては4万3,000円となっております。

続きまして、資料の1の最後のページ、A4の縦のページにあります、債務負担行為の概要と記載されています資料について御説明いたします。予算書ページですが、40ページ、事業別概要、債務負担行為の概要は49ページでございます。資料1の最後のページ、縦、A4縦のページと、事業別概要、債務負担行為の概要の49ページは、同じ資料でございます。

それでは、9月補正予算債務負担行為の概要について説明させていただきます。はい。事業名は、総合窓口管理事務費、これは、市民課が担当する市民総合窓口の管理事務費となります。

資料の中段辺りを御覧ください。事業の内容ですが、市役所本庁舎で行う市民課総合窓口及び総合案内業務の包括委託となっております。委託の内容ですけれども、証明業務、これは証明書の発行業務、徴収事務業務、これは証明書を発行した際の手数料を徴収する業務、あと、総合案内、フロアコンシェルジュ業務となっております。委託期間ですけれども、現在の委託期間が令和4年3月末で終了するため、次期の委託期間としましては、令和4年4月1日～令和7年3月31日までの3年間となっております。

市民総合窓口は、業務委託を開始してから、まだ3年目ということもありまして、令和4年度以降の委託内容ですが、現在の委託内容を基本としております。そのため、債務負担の限度額、2億5,876万5,000円の根拠ですけれども、令和3年度、今年度の委託料8,625万5,000円、86255掛ける3年間分を計算しますと、2億5,876万5,000円となりますので、この金額を限度額としているところです。なお、今回債務負担をお願いするに当たりまして、事前に数社から見積りを取りまして、この限度額を下回る見積りもいただいております。

今後の取組としましては、9月議会で債務負担行為を議決いただきましたら、速やかに公告を行いたいと考えております。11月にはプロポーザルを行い、今回の限度額は、あくまで3年間分の委託料の上限額でございますので、民間事業者からの提案内容及び提案金額を審査した上で、年内には次期委託事業者の選定を終えたいと考えております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。御説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

◆伊藤幾子副委員長 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 すみません、これで説明にあった8,625万5,000円掛ける3年分っていう御説明の。

○西垣隆司市民課長 はい。

◆伊藤幾子副委員長 この86255000っていうのは、何の数字だったか教えてもらえませんか。

○西垣隆司市民課長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、西垣課長。

○西垣隆司市民課長 はい。この8,625万5,000円ですけれども、市民総合窓口の平日と夜間・休日の開庁している分の委託料の総額の金額で、今年度の委託料でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほかありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしと認め、次に参ります。

議案第116号鳥取市手数料条例の一部改正について（説明）

◆吉野恭介委員長 議案第116号鳥取市手数料条例の一部改正についての説明を、執行部お願いいたします。

○西垣隆司市民課長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、西垣課長。

○西垣隆司市民課長 はい。それでは、鳥取市手数料条例の一部改正について御説明いたします。

まず、付議案ですけれども、13ページを御覧ください。あと、資料2ですけれども、めくっていただいて、2ページ目を御覧いただきたいと思います。

それでは、鳥取市手数料条例の一部改正について御説明させていただきます。この一部改正ですけれども、2つの改正がございます。

まず、1つ目ですけれども、個人番号カード、マイナンバーカードについては、紛失等の再交付の場合のみ、手数料条例に基づいて本市が手数料を徴収していました。このたび、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法、番号法と言われているものですけれども、これが一部改正されまして、地方公共団体情報システム機構、通称がJ-L I Sと呼んでおりますけれども、このJ-L I Sが、マイナンバーカード、個人番号カードの発行主体となることと、この機構が手数料を徴収することが、このマイナンバー法に規定されました。これによりまして、鳥取市手数料条例から、再交付手数料に係る項目を削除するものになります。

なおですけれども、施行日、令和3年9月1日以降は、本市のほうで再交付手数料の徴収を、J-L I Sからの委託により行っております。

別表につきましては、改正前、176の項がございますが、これが完全になくなったということになります。

もう一つが、(2)でございます。住民基本台帳法が一部改正されましたので、所要の整理を行うものということで、まず、表のほうを御覧いただきたいのですが、改正前、173の項がございます。これを、また説明いたしますけど、2つに分けております。173と173の2に、2つに

分けております。もう一つ、175の項がございます。こちらのほうも、175と176に分けております。

まず、173の項のほうから説明をさせていただきます。事務の種類というところで、住民票、戸籍の付票、または除かれた住民票もしくは戸籍の付票の写しの交付とございます。こちら、まず、言葉の説明をさせていただきますけれども、住民票と戸籍の付票といいますのは、現役の住民票、戸籍の付票のこととございます。除かれた住民票もしくは戸籍の付票というのは、もう、例えば、住民票にいらっしゃる方がお亡くなりになられた、転出になられた、転出されたということで、もう現役ではない、保存してるだけの住民票、戸籍の付票ということになります。これを、2つを今、一緒の項で管理していたんですけども、これを法の改正に併せまして、173のほうは、改正後の173のほうは、現役の住民票と戸籍の付票のことを規定しました。額のところに、多機能端末により交付を受ける場合とあります。これはコンビニ交付のこととございます。173の2は、現役ではない住民票、戸籍の付票の写しの交付の言葉を整理いたしました。これは、今までは、除かれたという表現を使っておりましたけれども、除票という言葉で表現しております。住民票または戸籍の付票の除票の写しの交付ということに整理しております。

175も、考え方はあえて同様でございます。住民票、戸籍の付票は、現役の住民票、戸籍の付票、除かれた住民票もしくは戸籍の付票は、現役ではない住民票、戸籍の付票なんですけれども、この175の項は、記載事項に関する証明の項でして、これも同じく現役の、まず改正後の175のほうは、現役のほうの住民票、戸籍の付票の記載事項に関する証明、176のほうは、現役ではない住民票または戸籍の付票の除票の記載事項に関する証明ということで、このたび整理を行ったということになります。

続きまして、3ページ目を御覧いただければと思うんですが、この住民票及び戸籍の付票の除票についてということで、今まで住民票及び戸籍の付票は、除かれてから5年保存だったんですけども、この法が改正されました施行日、令和元年6月20日以降は、150年保存されることになりました。この5年超、5年を超えて保存する住民票の除票の写し等の交付につきましては、公布日、公布が令和元年5月31日でしたので、公布日から3年以内で、政令で定める日から始めることとしていますというふうに決まっております。今の時点で、もう一年を切ったような状態となっております。

今まで、特定家屋の所有者や、土地、所有者不明の土地の持ち主を探す際などにおいて、住民票の除票が5年で廃棄されていますと、登記簿にこう記載されている人の住所が変わってる場合、住所が分からなくなったというようなことがございまして、問題の解決を困難にしていたんですけども、この本人確認情報のほうは、長期かつ確実な保存が可能となることで、問題の解消が図られることが期待されるということになっております。

3ページ目中段から下段のほうに、少しイメージ図を描いております。この法が施行される前、令和元年6月19日以前は、5年保存でした。Aというのが、Aの時点といいますのが、まず住民票でいいますと、住民登録している方がお亡くなりになられたとか、転出とかされて除票になるとか、戸籍の付票ですけども、戸籍にいらっしゃる方がお亡くなりになられたとか、

結婚されて新しい戸籍をつくられたということで、戸籍にいらっしゃる方がいなくなって除票になった場合をスタートのAとしております。それが今まで5年間だった、5年間の保存だったんですけども、令和元年6月20日以降は、このAの時点は変わっておりませんが、150年の保存をしておるということになりました。説明のほうは、以上とさせていただきます。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございます。

委員の皆様、聞き取りにくかった点や字句の確認、ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしと認め、次に参ります。

議案第117号鳥取市集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正について及び議案第124号財産の無償譲渡について（説明）

◆吉野恭介委員長 議案第117号鳥取市集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正についての説明を、執行部お願いいたします。

○谷口恭子協働推進課長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 谷口課長。

○谷口恭子協働推進課長 はい。協働推進課、谷口でございます。資料は、資料2は4ページ、それから、この資料にて、鳥取市の市有施設であります用瀬町鳥居野集会所の地元への無償譲渡について御説明をさせていただくんですが、議案は、第117号と124号と2つございますので、併せて、一括して御説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、資料のほうは4ページ、それから、議案のほうは15ページと29ページになります。まず、議案書のほうは29ページをお開きいただきたいと思います。では、資料に基づいて御説明申し上げます。

鳥取市用瀬町鳥居野集会所の地元への無償譲渡について、これは、鳥取市集会所の設置及び管理に関する条例に位置づけられおります市有集会所でございます。この集会所は、特定の地域住民が使用される集会所であることから、鳥取市有施設の民間等への譲渡に関する取扱方針に基づきまして、受入れ準備が整った自治会から譲渡を進めているところでございます。

この用瀬町鳥居野集会所につきましては、令和3年1月に、自治会から地元受入れについて要望書が提出されたことを受けまして、先般の6月定例会にて、修繕に係る補正予算、外壁・照明器具の取替えに要する費用、24万7,000円を計上させていただきました。この修繕が、8月下旬に完了いたしましたので、地元譲渡に向けて、関係条例の一部改正及び市有財産の無償譲渡に係る議案を上程するものでございます。

無償譲渡につきましては、付議案の第124号でございます。資料は、2・3・5の項目になります。これは、財産の無償譲渡を行うに当たりまして、地方自治法第96条第1項第6号により議決を得たいと思っておりますので、御提案を申し上げます。

無償譲渡をいたします施設概要といたしましては、用瀬町川中630番地に所在いたします木造瓦ぶき平屋建て1棟、延べ面積78平方メートルの集会所でございます。無償譲渡の相手方といたしましては、鳥居野自治会区長、大原文章様となります。

続きまして、付議案の15ページをお開きいただきたいと思います。議案117号鳥取市集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。この条例に位置づけられております鳥居野集会所を廃止したいと思いますので、別表からこの項を削る一部改正案を提案いたします。

最後に、この資料の6のところでございますが、今後の予定といたしまして、議決を得ることができましたら、鳥居野自治会と無償譲渡の契約を締結し、譲渡をしてまいりたいと考えております。10月に予定をしております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございます。117号、124号の説明をいただきました。

委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしと認め、次に参ります。

議案第121号鳥取市過疎地域持続的発展計画について（説明）

◆吉野恭介委員長 議案第121号鳥取市過疎地域持続的発展計画についての説明を、執行部お願いいたします。

○漆原利明市民生活部次長兼地域振興課長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、漆原次長。

○漆原利明市民生活部次長兼地域振興課長 地域振興課、漆原でございます。そういたしますと、付議案23ページをお開きください。議案第121号鳥取市過疎地域持続的発展計画についてでございます。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、鳥取市過疎地域持続的発展計画、令和3年度～令和7年度までについて、別冊のとおり定めるといふことで、別冊のほうは、また別にもう印刷をさせていただいて、それが手元にあるかということになっております。提案理由は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議決を得るためでございます。

そういたしますと、資料のほうを御覧ください。6ページ、7ページでございます。特別措置法の施行に伴いまして、持続的発展計画を新たに策定するものでございます。

1番の旧法からの見直しポイントでございますけれども、新法では、旧法では明確ではなかった過疎地域の公益的機能、過疎地域の課題、それから、社会経済情勢の変化を踏まえた過疎対策の理念、これが、大きな3つ、重要なポイントでございますけれども、これが定められました。地域の自立に向けて、過疎地域における持続可能な地域社会の形成、それから、地域資源等を生かした地域活力の向上を実現する取組を、本計画の中に盛り込んでおるものでございます。さらには、鳥取市においては、今まで一部過疎地域で、旧法で指定されておりました、用瀬・佐治・青谷に加えまして、新たに河原地域が指定される状況になったということでございます。

2番目の鳥取市過疎地域の持続的発展計画の主な項目でございます。1番の基本的な事項でございます。これの（3）番目までは、今までと同じようなものなんですけれども、新たな項目といたしまして、地域の持続的発展の基本方針ということで、これにつきましては、過疎の

状況を踏まえつつ、これまでの過疎法に基づく成果と現在の課題について検討した上で、今後の方向づけを行ったものでございます。

（5）番、地域の持続的発展のための基本目標、これも新たな項目でございます。これは、新たに基本目標を、人口に関する目標設定もする必要がございますので、それを行うのと同時に、地域の実情に応じた持続的発展のための基本となる目標の設定を行うためでございます。

（6）番、計画の達成状況の評価に関する事項ということで、この評価も新たに行わないといけないということで、その時期及び手法を具体的に設定したものでございます。

（7）番、計画期間でございますけれども、令和3年の4月1日～令和8年の3月31日までの5か年間としたいと考えております。

（8）番の公共施設等の総合管理計画との整合ということで、これも新たな項目でございます。本市におきまして、公共施設等の総合管理計画というのがつくられておるんですけども、この公共施設等の整合性を図ることが必要ということで、新たに項目にも決めました。

そして、大きな2番でございます。移住・定住・地域間交流の促進、人材育成、これも新たな項目ではございます。多様な人材の確保に資する移住定住の促進、それから、地域社会の担い手となる人材の育成、過疎地域の持続的発展に関わる関係者間の連携及び協力の確保等について記述いたしております。

3番の産業の振興、産業振興促進事項ということで、新規項目でございます。これは、今回、私どもの担当ではございませんけれども、議案第114号のほうで、固定資産税の課税免除条例の一部改正を提案させていただいておりますけれども、過疎地域における事業用設備等に関わる固定資産税の減価償却の特例について記載いたしましたものでございます。

4番の地域における情報化、これも新たな新規項目でございます。他地域との情報通信技術の利用の機会の格差の是正、住民の生活の利便性の向上等について記述いたしております。

そして、5～11までは、今までと同じ既存項目でございますけれども、12番に、新たに再生可能エネルギーの利用の推進ということで、新規項目が加えられました。過疎地域の自然的特性を生かしたエネルギーの利用及び土地・水・バイオマス・その他の地域に存在する資源を活用した再生可能エネルギーの推進等について記述するものでございます。

これらの市町村計画について、具体的な事業等が、こちらの発展計画のほうに書かれておるわけですが、この事業計画に基づきまして、鳥取市のほうで、各担当課のほうで過疎債を使いながら事業を進めていくような状況になっております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。説明をいただきました。ありがとうございました。

では、委員の皆様、聞き取りにくかった点や字句の確認ありますか。はい、加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。確認ですけれども、固定資産税の優遇、ごめんなさい、質になっちゃいますので、すみません。やめます。失礼しました。

◆吉野恭介委員長 そのほかありますか。聞き取りにくかった点や字句の確認ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしと認め、では、議案説明終了いたします。

それでは、これで市民生活部を終わります。ありがとうございました。

（ ） ありがとうございます。

◆吉野恭介委員長 じゃ、執行部、入れ替わりをお願いします。

【選挙管理委員会】・【出納室】

◆吉野恭介委員長 はい。それでは、続きまして、小嶋選挙管理委員会、出納室に入ります。

まず初めに、小嶋選挙管理委員会事務局長、中村会計管理者に御挨拶をいただきたいと思えます。

○小嶋 宏選挙管理委員会事務局長 はい。失礼いたします。選挙管理委員会の小嶋でございます。今日は、衆議院議員総選挙についてということで、報告をさせていただきたいと思えます。この衆議院総選挙は、この令和元年11月に、新庁舎に移転して初めての選挙でございまして、またコロナ禍の中での選挙ということになりますので、投票所、それから開票所、期日前投票所、それから、選挙における新型コロナウイルス感染防止対策等につきまして報告させていただきたいと思えますので、よろしくお願いたします。

◆吉野恭介委員長 はい、中村管理者。

○中村理人会計管理者 会計管理者の中村です。今日は、出納室のほうで2件の補正予算と、それから、毎年こちらのほうで報告させていただいていますが、融資、公金の運用状況についてということで、報告事項1件させていただきたいと思えますので、御審議のほうよろしくお願いたします。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございます。

議案第105号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆吉野恭介委員長 それでは、議案の説明に入ります。議案第105号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の御説明を、執行部お願いたします。

○中村理人会計管理者 はい。

◆吉野恭介委員長 中村管理者。

○中村理人会計管理者 はい。会計管理者、中村です。そうしますと、資料のほうを準備させていただいてまして、令和3年9月定例会、総務企画委員会補正予算説明資料ということで、出納室の分です。そちらを基に、それと併せて、資料1ということで、出納室1ということで、そちらのほうで、補正予算についての説明をさせていただきます。2ページをお開きいただきたいと思えます。まずは歳入です。雑入、歳入歳出外現金不明金ということで、1,102万8,000円ということで、補正させていただいています。これは、6月の総務企画委員会のほうで、報告案件ということでさせていただきました。平成22年から23年にかけて、財務会計システム更新の際に、歳入歳出外現金として、旧システムから引き継がれた平成22年度以前の返還先が不明、調査を行ったが判明しないような契約保証金、それから、差押金残金の返還金等、合計1,102万8,753円、こちらのほう、一般会計の雑入のほうに繰入れさせていただきたいというふうにお願しております。金額は、先ほど言いましたが、1,102万8,753円ということで、こちらにつきましては、今後、本件に関するものとして、返還の請求があった場合は、基本的には、

時効の援用ということで、債権が消滅することをお伝えするというのと、その後、訴訟などによって支払い命令などが出された場合は、その時点で予算措置をするというような対応を取っていききたいというふうに考えております。

続きまして、歳出のほうになります。事業別概要のほうでは36ページになります。すみません、46ページになります。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策として拡充しました制度融資、地域経済変動対策資金のコロナ枠について、必要な金融機関への預託等に係る原資を確保するために、一時借入金をするわけですが、その利息を補正するものです。金額としましては、これまで、6月までの実績としまして、170億円を一時借入れとしておりまして、既に382万1,916円ということで利息が発生しております。今後10月以降の借入れとしましても、同じく170億円を時期に応じて随時一時借入れを行うことにしておりまして、その分が2,508万6,577円ということで、当初予算で既決、当初予算で1,208万3,000円、既に予算化してますので、その差額として1,682万5,493円、これを補正を上げさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。

今日は、本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認はございますか。

（「委員長」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい、加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 申し訳ない。聞き取りにくかったところで、先ほど、一番最後の説明された差額、何の差額なのかのところを、もっと、もう一度金額と一緒に、同じことをもう一度お聞きしていいでしょうか。

◆吉野恭介委員長 中村管理者。

◆加嶋辰史委員 はい。会計管理者、中村です。出納室1の資料を見たいと思います。既決予算としましては、現在1,208万3,000円、既に予算措置、当初予算で措置しておりまして、6月までの実績としましては、170億円を一時借入れしておりまして、既に382万1,916円、既に執行済みであります。今後、10月以降の借入れ見込みとしまして、また再度、170億円を、時期に応じまして一時借入れを行います。今後、発生する利息というのが2,508万6,577円、一番下のほうになりますけれども、はい。既に実施した382万1,916円と、今後発生する2,508万6,577円、こういったものが今後必要となってくるんですが、既に既決予算として1,208万3,000円ついてますんで、今後実行する見込みと合わせた数字から、当初予算の数字を差し引いた金額が1,682万5,493円という形になります。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 加嶋委員、よろしいでしょうか。

◆加嶋辰史委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい、なしと認めます。

衆議院議員総選挙について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 それでは、報告事項に入りたいと思います。まず、衆議院議員総選挙についてであります。それでは、執行部説明をお願いいたします。

○小嶋 宏選挙管理委員会事務局長 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、小嶋選挙管理委員会事務局長。

○小嶋 宏選挙管理委員会事務局長 はい。失礼いたします。資料のほう、衆議院議員総選挙についてという1枚物のペーパーをお配りしておると思いますけども、それに基づきまして説明、報告させていただきたいと思います。

まず、衆議院議員の任期でございますけども、本年10月21日までとなっております、解散もしくは任期満了による選挙が、この秋に執行されることとなります。御承知のとおり、自民党総裁選挙が、この9月29日が選挙期日となっておりますので、そこで新総裁が選ばれまして、10月の中旬辺りになろうかと思っておりますけども、臨時国会が召集されまして、新しい首相の指名選挙ということが行われまして、新しい総理が決定されるという運びになろうかと思っております。

ここに、1番に書いておりますように、選挙期日でございますけども、解散の場合は、解散の日から40日以内に選挙が執行されるということになります。それから、任期満了の場合は、任期満了日前30日以内ということでございますけども、これ、公職選挙法のほうに規定がございまして、任期満了日10月21日になっておりますけども、国会が開かれておる場合には、その国会の閉会日から30日以内に行うというような規定がございまして、そうなりますと、いずれにしても選挙は任期満了後、可能性としては、11月のいずれかの日曜日かな、一番遅い場合は、11月の28日の日曜日が投票日ということになろうかと思っております。それまでのいずれかの日曜日に、選挙が行われるのではないかというふうに思っておるところでございます。

2番の選挙期日の公示日でございますけど、これは、選挙期日の12日前ということとなっております。

それから、3番の投票所でございます。投票所は、従来から市内92か所に設置してございまして、基本的には、令和元年7月の参議院議員選挙の投票所として使った施設を使用したいと思っておりますけども、選挙管理委員会としまして、10月中に、任期満了前に選挙があるものということで、会場確保等、準備進めておったところですけども、どうもその後の11月になりそうだということでありますので、今ちょっとこれから11月の施設の空き状況等を確認して、投票所として借用できるように、改めてちょっと準備を進めていこうと思っておるところでございます。それから、1点は、勤労青少年ホームのほうは、市民体育館のほうで改築工事等に伴いまして使えませんので、美保小学校のほうを投票所として使用する予定としておるところでございます。

それから、4番の開票所でございますけども、これは（1）番ですけど、先ほど申し上げましたように、市民体育館が改修工事に入っておりますので、鳥取産業体育館でということで、開票作業を実施する予定としております。体育館ですので、いずれも日曜日、各種スポーツ行事等が入っておりますけども、日程が決まりましたら、ちょっと速やかに開票所の設営、午後

の4時ぐらいから設営準備に入りますので、それまでには競技等を終わっていただくようにということで、調整をしたいというふうに思っております。それから、(2)番の開票開始時刻でございますが、従来と同様、午後9時からということで、即日開票で行いたいというふうに思っております。次の(3)番でございますが、開票終了時刻の見込みでございますけれども、①の小選挙区の選挙は、23時30分頃の予定で考えております。それから、②の比例代表につきましては、翌日の0時30分頃の予定を考えているところでございます。それから、③番の国民審査でございますけれども、翌日の午前1時と予定しておるところでございます。国民審査につきましては、この衆議院の任期、フルに4年間任期がございますので、その間に新たに任命された裁判官がどうございまして、多分、審査の裁判官11名かなというふうに見込んでおるところでございます。

それから、次に、5番の期日前投票所でございます。こちらのほうは、以前、選挙管理委員会のほうが福祉文化会館のほうにありましたので、そちらのほうでしてございましたけれども、新庁舎のほうに移りましたので、市民の利便性の向上とか、そういうことも考えまして、市民交流棟の2階の多目的室1を予定しております。ただ、選挙の期日がまだ決まりませんので、既にちょっと予約が入っておったりするところもございまして、ちょっとそれは決まり次第というか、調整をして使えるように、使わせていただくようにしたいというふうに思っております。それから、次に各総合支所、8か所、これは従来どおり、用瀬が保健センターから支所のほうに変更になる予定でございます。それから、イオン鳥取北店、イオンモールの2階ということで、これも従来どおりということでございます。それから、その下に米印で書いておりますけど、鳥取大学と公立鳥取環境大学につきましては、平成28年の選挙権年齢18歳に引き下げて以降、大学で1日のみ開催、設置しておったわけですが、コロナ禍ということもありますので、大学の授業形態等を考えた上で、選挙日程も含めまして、設置の有無については決定をしたいというふうに考えておるところでございます。

それから、次に、6番の新型コロナウイルス感染防止対策でございます。資料の裏面のほうを御覧いただきたいと思っております。衆議院議員総選挙における新型コロナウイルス感染防止対策ということでございまして、期日前投票所、それから、当日投票所における新型コロナウイルス感染防止対策といたしまして、次のとおりの措置を講ずる予定としておるところでございます。

まず1つが、入り口にアルコール消毒液の設置でございます。

それから、次に、入り口付近にマスク着用のお知らせ等を提示したいというふうに思っております。今、ほとんどの方がマスク着用されておるとは思いますが、着用されていない場合には、着用していただくようお願いをしたいと思っております。各投票所には、何枚か配布をする予定としております。

それから、次に、選挙人が並ぶ立ち位置に、床にラインテープ等を2メートルといっても、なかなかそれだけの空間を取るのが難しいということがございますので、大体1メートル間隔ぐらいでラインテープを貼ろうと思っております。これも投票所の規模、混雑状況を勘案した上で対応したいというふうに思っております。有権者が7,000を超える投票所もございまして、

50人以下の投票所もございますので、一律に貼るということではなくて、規模等によって、これは対応していきたいというふうに思っております。

それから、次に、飛沫防止ビニール等の設置ということでございまして、選挙人と対面する係、受付係、名簿対照係、投票用紙交付係には、飛沫防止ビニール等も設置したいというふうに思っております。期日前投票では、設置する予定で考えておりますけれども、当日の投票所は、フェイスシールド等で対応するように考えておるところでございます。

それから、次に、マスクの着用ということで、投票管理者、立会人、それから事務従事者は、全員マスクを着用ということで対応したいと思っております。

それから、記載台等の消毒ということで、記載台につきまして、定期的に消毒をいたしまして、感染防止に努めていきたいというふうに思っております。

それから、次の鉛筆でございますけれども、従来の選挙では、鉛筆、記載台のところに置いておるわけでございますけれども、感染防止という観点から、記載台には鉛筆は置かないことといたしまして、最初に投票用紙を交付する小選挙区のところでお渡ししまして、それを最後の投票が済むまで使っていただいて、国民審査の横に、投票箱の横の辺りに回収トレイを置きまして、そこに返してもらうということで、通常の鉛筆を使うように考えております。ほかの市とか、ほかの市の選挙の場合は、ゴルフ用の鉛筆とか、短いやつを使っておられる場合もありますが、やっぱりあれ、書きにくいですから、今回投票が3つもありますしということで、普通の鉛筆を使って、回収したのはアルコール消毒して使い回しということで、そういう形でやりたいというふうに思っております。それから、自分の鉛筆とか筆記用具、これを持参していただいても結構ですので、そういったことも入場券に書くなりして、自分の鉛筆、筆記用具を持参されてもいいですよということも周知していきたいと思えます。ただ、投票用紙が、材質がプラスチック製ですので、万年筆とか水性ボールペンで書かれますと、インクがにじんだりして、こすれたりして、せっかく投票された文字が分からなくなりますから、ちょっとそれは御遠慮いただきたいなというふうに思っておりますので、そこら辺も含めて周知していきたいというふうに思っております。

それから、あと、その他といたしましては、投票から帰られた後の手洗い・うがいの励行の呼びかけでありますとか、投票所の定期的な換気ということで、感染防止に努めていきたいというふうに思っております。

それで、また表のほうに戻っていただきまして、7番のほう、一番下の7番のところを御覧いただきたいと思えます。特例郵便等投票制度についてということでございまして、コロナに罹患された患者さんが投票できない、選挙権の行使ができないということがあってはならないということでございまして、本年6月の通常国会で特例法が制定されまして、宿泊療養施設、市内にホテルとか2か所あるようですけど、鳥取市内には、あるいは、自宅等で療養中のコロナに感染している方に対しましては、郵便で、その場にながら郵便投票できるという制度が、特例法で定められました。内容としては、今も、従来ある、身障とか要介護5の方と同じ形で、選管のほうに、文書で投票用紙等の請求されまして、選管のほうから、ホテルなり、自宅のほうに郵送で送りまして、ホテルとか自宅等で、自分で書かれて封筒に入れて、また郵便で選管

のほうに返していただくということで、移動せずにその場で、外出もせずに、その場で投票できるという制度ができております。これにつきましては、県選管のほうが主導的にしております、そういった患者さんといいますか、そういった方に対しては、あらかじめチラシを配付するというので、選挙ができるように呼びかけるということで対応したいというふうに考えておるところでございます。

下の米印で書いておりますけども、この特例郵便等投票制度が創設されましたので、宿泊療養施設には、期日前投票所は設置しないこととしたいというふうに思っております。本年4月に、北海道とか、長野県とか、広島県とかで、国政選挙の衆議院・参議院の補欠選挙が行われたときには、設置してるホテルとかに、宿泊療養、設置しとる場合もありましたけども、この郵便投票の制度ができましたので、設置はしないことというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。御説明ありがとうございました。

本件について、委員の皆様から、質疑、御意見等はございますか。

◆加嶋辰史委員 はい。

◆吉野恭介委員長 加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。加嶋です。コロナ禍での選挙はどうなっていくのかなというところが心配ありましたので、投開票、近隣の議会の選挙がありましたので、見学に行ってきました。職員の方がマスクして、消毒しながらということで、既存と変わらない方法を取られているところでした。なので、投開票時、たくさんの方が密になりますが、速やかに終わってしまうというのも1つの予防だとは思いますが、柔軟に対応していただけたらと思っております。以上、意見です。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほかありますか。

◆伊藤幾子副委員長 はい。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 すみません、鳥大と環境大学の件なんですけど、その状況を見ながら、その期日前投票の設置の有無を決定するっていうことで、そのタイムリミットっていいですか、いつぐらいまでに決めないと、実際、期日前投票というのが実現できないのか、分かったら教えてください。

○小嶋 宏選挙管理委員会事務局長 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、小嶋事務局長。

○小嶋 宏選挙管理委員会事務局長 はい。いずれも、まだ9月中は、まだ夏休み中ということでございますので、ちょっと新学期が、10月になりましてから、ちょっと大学のそれぞれの総務担当なりに、もっとこちらの意向というか、従来設置しておりましたので、そういったことを伝えまして、大学がオンライン授業とかでしたら、設置する効果が少ないのかなというふうに思っております、フルにもう対面授業とかでないと、学生さんが来られてないのに、何か設置しても効果が少ないのかなというふうに思っております、そうですね、10月の中頃辺り、その選挙期日が解散によるのかどうか分かりませんが、臨時国会が召集された辺りでのタ

イミングで、鳥取大学のほうとも、ちょっと調整をしたいというふうに思っておるところでございます。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。

◆伊藤幾子副委員長 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 すみません。ちょっと関連してお聞かせいただけたらということですが、鳥大と鳥取環境大学、1日の開設が従来されていた中で、学生以外のその地域の住民の方が、その投票所を使って投票されてたつていう、数的なものがどれぐらいあるのかどうか、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

◆吉野恭介委員長 はい、小嶋事務局長。

○小嶋 宏選挙管理委員会事務局長 はい。そうですね、おっしゃるように、地域の住民の方も投票においでになっておりまして、鳥取大学の場合でしたら湖山の方がおいでになりますし、環境大学でしたら若葉台の方が投票においでになっておりまして、これ、期日前投票の場合は、宣誓書ということで、氏名・生年月日等記載してもらいますので、それによって大体の推定で数字を一応把握しておりまして、このおとしに、令和元年の7月の参議院選挙のときでしたら、鳥取大学で投票された方が合計で140名で、うち大学生と思われる方が37名、それ以外の方は、地域の方か、あるいは教職員の方も結構投票されますので、教職員の方かなど。それから、環境大学の場合でしたら87名でして、大学生と思われるのは14名、大体24歳以下は大学生として、生年月日も見まして、24歳以下だということで、生年月日で、一応推定の数字ですけども、それ以外は教職員か地域の方、ですから、教職員とか地域の方の振り分けまでは、ちょっとそこまではしておりません。大体そういった状況です。ですので、湖山の場合でも結構、環境大学でも、結構地域の方は見えとるようには思っております。

◆吉野恭介委員長 はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。おっしゃられるように、そこの内訳のところまでは、なかなか分析ができないと思いますが、結構思ったより、学生さん以外の方もいらっしゃるんだなというようなことは、今お聞かせいただいたところですけども、そういう現状、実態もあって、恐らく地域の方も、やはりそこで1日でも開催されることによって、非常に便利といいますか、感じられている方もいらっしゃるだろうと思いますので、なかなかその学校側のほう、大学側のほうの受入れ態勢のこともありますので、今後の検討だろうと思いますが、できる限り開設ができるような方向でお願いしていただきたいと思いますというふうに思います。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。はい。そのほかありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしと認め、次に参ります。

公金の運用状況について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 公金の運用状況について、御報告を執行部お願いします。はい、中村管理者。

○中村理人会計管理者 はい。会計管理者の中村です。資料のほうを準備させていただいておりまして、資料の、番号で2番ということで載せていただいています。公金の運用状況についてということです。こちらについては、毎年この9月議会中に、委員会のほうで、毎年の運用状況というのを報告させてもらっていきまして、その一環ということで、このたびもさせていただきたいというふうに思っております。

まず、1番目の歳計現金の運用状況ということで、市の収入金と支出金を普通預金で管理しております。日々の支払いに充てております。収入が多くて支出が少ない時期など、残高に余裕のあるときには、定期預金による運用といったものを行っております。令和2年度ですね、定期預金の運用実績ということで、令和2年度では、平均預託残高ということで15億8,904万1,000円、大体、最高で大体50億の預託、定期預金に入れております。利息収入としましては100万1,000円、平均利回りは0.063%ということになっております。見てのとおり、令和2年度は、令和元年度から比べて極端に預託の額が減っておりますが、やはりこれは、コロナ制度の融資とかそういったもので、一借りの状態によりまして、やはり定期預金の額も、余裕のある金額というのも減少しておりますので、このたびは、令和2年度は、101万の収入ということになっております。

ちなみに、令和3年度ですね、先ほども補正予算のほうで、預託金額170億円というようなことをさせていただきますが、このたびも、やはりそういった費用がかかってくるということでありまして、現在のところ、定期預金というのは、今年度はする予定にはしておりません。はい。

続きまして、基金の運用状況になります。令和3年8月末現在、35基金で、総額にしまして、160億4,256万1,455円というものを設置されております。基金は、地方自治法の第241条第2項の規定によりまして、確実かつ効率的に運用しなければならないとされておりまして、鳥取市のほうでの鳥取市債券運用指針によりまして、同じく、確実かつ効率的な運用をしていくということで定めております。預金、有価証券、国債・地方債等を基本に運用しておるところであります。

令和2年度になりますが、その基金の中で、預金、定期預金ですね、2億5,000万、運用益11万2,000円、利率0.045%の定期預金の運用をしております。また、債券ということで、これは、18億9,941万3,000円、こちらの運用益は2,084万8,000円、利率としましては1.561~0.711%といったことで、債券としては13、13ですね、13、こちらのほうを運用して、しております。その他ですね、その他の運用としましては、土地開発基金に貸付運用ということで、鳥取市土地開発公社に貸付けをしております。それから、基金からの繰替え運用ということで、歳計現金に不足が生じた場合のために、基金を繰り入れておるところであります。以上が説明であります。

◆吉野恭介委員長 はい。御説明いただきました。

委員の皆様から、質疑、御意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしと認めます。

それでは、これで、選挙管理委員会・出納室を終わります。ありがとうございました。
委員の皆様は、もう一件お諮りしたい内容がありますので、お残りください。

【その他】

令和3年度総務企画委員会視察の中止について

- ◆吉野恭介委員長 はい。それでは、もう一件、その他のほうでお諮りしたいと思います。今年の総務企画委員会の視察の中止についてということであります。先日の代表者会におきまして、新型コロナウイルスの全国的な感染状況を踏まえると、実施のめどが立たない委員会の視察を今年度は中止し、コロナウイルス対策をはじめとする他の事業へ財源を振り分けられるようにしてはどうかという意見が出され、委員会に諮っていただきたいという話になりました。

これを受けて、総務企画委員会としては、本年度の委員会の視察を中止したいと思います、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- ◆吉野恭介委員長 はい。それでは、全員賛成ということで、中止とすることといたします。
以上で、総務企画委員会を終了いたします。ありがとうございました。

午後2時42分 閉会

令和3年9月定例会 総務企画委員会

(議案説明、請願・陳情審査、報告)

日 時：令和3年9月7日(火)

午前10:00～

場 所：本庁舎7階第1委員会室

総務部

◎議案【説明】

- ・議案第105号 令和3年度鳥取市一般会計補正予算(第7号)【所管に属する部分】
- ・議案第113号 鳥取市職員給与条例の一部改正について
- ・議案第114号 鳥取市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- ・議案第115号 鳥取市地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- ・議案第130号 専決処分事項の報告及び承認について【所管に属する部分】

◎報告

- ・報告第14号 専決処分事項の報告について(収納推進課)
- ・報告第15号 専決処分事項の報告について(総務課)
- ・報告第17号 令和2年度の決算に基づく健全化判断比率について(行財政改革課)
- ・報告第18号 令和2年度の決算に基づく資金不足比率について(行財政改革課)
- ・境界確定等請求に係る訴訟について(財産経営課)
- ・未利用施設の民間利活用の報告について(資産活用推進課)

◎請願・陳情【質疑・討論・採決】

<請願(新規)>

- ・令和3年請願第2号 核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を日本政府に求める意見書の提出を求める請願

<陳情(新規)>

- ・令和3年陳情第6号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決すべきとする意見書の提出を求める陳情

↓裏面があります↓

企画推進部

◎議案【説明】

- ・議案第 105 号 令和 3 年度鳥取市一般会計補正予算（第 7 号）【所管に属する部分】

◎報告

- ・報告第 13 号 公立大学法人公立鳥取環境大学の業務の実績に関する評価について（政策企画課）
- ・報告第 16 号 専決処分事項の報告について（文化交流課）
- ・マイナポイント事業の事業期間の延長について（政策企画課）
- ・「第 1 期鳥取市創生総合戦略」及び「令和 2 年度地方創生推進交付金事業」の実績報告について（政策企画課）

市民生活部

◎議案【説明】

- ・議案第 105 号 令和 3 年度鳥取市一般会計補正予算（第 7 号）【所管に属する部分】
- ・議案第 116 号 鳥取市手数料条例の一部改正について
- ・議案第 117 号 鳥取市集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- ・議案第 121 号 鳥取市過疎地域持続的発展計画について
- ・議案第 124 号 財産の無償譲渡について

選挙管理委員会・出納室

◎議案【説明】

- ・議案第 105 号 令和 3 年度鳥取市一般会計補正予算（第 7 号）【所管に属する部分】

◎報告

- ・衆議院議員総選挙について（選挙管理委員会事務局）
- ・公金の運用状況について（出納室）

その他

- ・令和 3 年度総務企画委員会視察の中止について